九州電力株式会社

（証券コード 9508）

第98回 定時株主総会 招集ご通知



番所鼻自然公園より開聞岳を望む（鹿児島）

日 時	2022年6月28日（火曜日） 午前10時
場 所	福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号 ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」 （末尾のご案内図をご参照ください。）

必ずお読みください

新型コロナウイルス感染防止のため、株主の皆さまには、**株主総会当日のご来場を可能な限りお控えいただき、郵送又はインターネットによる事前の議決権行使をお願い申しあげます。**

また、**本総会の様子をライブ配信いたしますので、当日のご来場に代え、インターネットでのご視聴をお願い申しあげます。**

詳細は、本招集ご通知３ページから６ページをご参照ください。

今後の状況により株主総会の運営等を変更する場合は、当社ウェブサイト（https://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html）にてお知らせさせていただく予定です。当社ウェブサイトで最新の情報をご確認ください。

九州電力

ずっと先まで、明るくしたい。

株 主 各 位

（証券コード　9508）
2022年６月７日

福岡市中央区渡辺通二丁目１番82号
九 州 電 力 株 式 会 社
代表取締役会長　瓜 生 道 明

第98回定時株主総会招集のお知らせ

拝啓　平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、依然として新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。株主の皆さまにおかれましては、感染防止のため、本総会につきましては、当日のご来場は可能な限りお控えいただき、事前に議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

お手数ながら、後記の参考書類をご高覧のうえ、「議決権行使についてのご案内」（３ページから４ページ）をご確認いただき、書面又はインターネットにて議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１　日　　時　　2022年６月28日（火曜日）午前10時

２　場　　所　　福岡市中央区渡辺通一丁目１番２号
ホテルニューオータニ博多　４階「鶴の間」
（末尾のご案内図をご参照ください。）

３　目的事項

報 告 事 項

１　第98期（2021年４月１日から 2022年３月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告について

２　会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告について

決 議 事 項

＜会社提案（第１号議案から第５号議案まで）＞

第１号議案　利益準備金の額の減少について

第２号議案　剰余金の処分について

第３号議案　定款の一部変更について

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任について

第５号議案　監査等委員である取締役３名選任について

＜株主（１名）からのご提案（第６号議案から第10号議案まで）＞

第６号議案　定款の一部変更について（1）
第７号議案　定款の一部変更について（2）
第８号議案　定款の一部変更について（3）
第９号議案　定款の一部変更について（4）
第10号議案　定款の一部変更について（5）

＜株主（１名）からのご提案（第11号議案から第16号議案まで）＞

第11号議案　定款の一部変更について（6）
第12号議案　定款の一部変更について（7）
第13号議案　定款の一部変更について（8）
第14号議案　定款の一部変更について（9）
第15号議案　定款の一部変更について（10）
第16号議案　定款の一部変更について（11）

＜株主（66名）からのご提案（第17号議案から第25号議案まで）＞

第17号議案　定款の一部変更について（12）
第18号議案　定款の一部変更について（13）
第19号議案　定款の一部変更について（14）
第20号議案　定款の一部変更について（15）
第21号議案　定款の一部変更について（16）
第22号議案　定款の一部変更について（17）
第23号議案　定款の一部変更について（18）
第24号議案　定款の一部変更について（19）
第25号議案　定款の一部変更について（20）

各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」（７ページから38ページ）に記載しております。

以　上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票として使用いたしますので、お手数ながら、必ず会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、**議決権を行使することができる株主以外の方（株主でない代理人の方など）はご入場いただけません**のでご注意ください。

次の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html）に掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

参考書類等に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.kyuden.co.jp/ir_index）に掲載しますのでご了承ください。

「定時株主総会決議のお知らせ」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html）への掲載のみとさせていただいておりますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染防止のため、株主の皆さまには、株主総会当日のご来場を
可能な限りお控えいただき、事前の議決権行使をお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

当日株主総会へご出席されない場合の議決権は、以下の方法によりご行使いただけます。

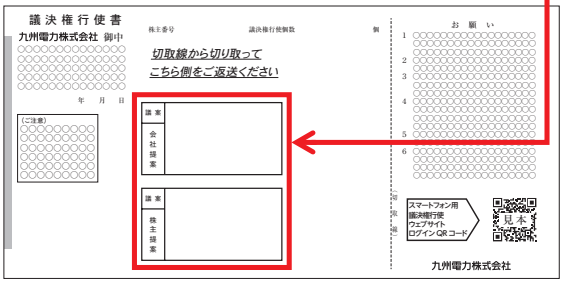
■書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、**行使期限までに到着するよう**ご返送ください。

行使期限　2022年 6 月27日（月曜日）　午後 5 時到着分まで

※議決権集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使書用紙のご記入方法



- こちらに、議案の賛否をご記入ください。
  賛成の場合　……「賛」の欄に○印
  否認する場合……「否」の欄に○印
- 一部の候補者の賛否を表示する場合、「賛」又は「否」の欄に○印をし、候補者番号をご記入ください。
- 当社取締役会は株主提案につきまして、そのいずれにも反対しております。
  株主提案に賛成の場合は「賛」に、当社取締役会意見に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。
- 各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

■インターネットによる議決権行使

当社指定の議決権行使ウェブサイトへ、パソコン又はスマートフォン等にてアクセスいただき、画面の案内に従って**行使期限までに**各議案に対する賛否をご入力ください。

▶詳しくは次頁をご覧ください

行使期限　2022年 6 月27日（月曜日）　午後 5 時まで

※議決権集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申しあげます。

- 書面（郵送）とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等）は、株主さまのご負担となります。

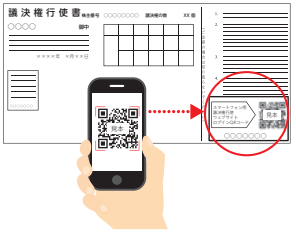
■機関投資家の皆さまへ

上記インターネットによる議決権行使のほかに、予めお申込みされた場合に限り、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

スマートフォン・タブレットから ＱＲコードを読み取る方法 「スマート行使」

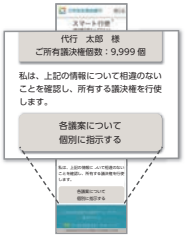
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることが可能です。

1 議決権行使書用紙右下に記載のＱＲコードをお読み取りください。



※「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更される場合は、お手数ですがパソコン向けウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」をご入力いただき、再度議決権行使をお願いいたします。
※ＱＲコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けウェブサイトへ遷移できます。

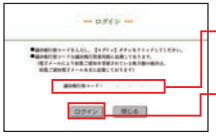
パソコンから 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスください。



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご不明な点は以下までお問い合わせください。

①インターネットによる議決権行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120－652－031（午前９時～午後９時／フリーダイヤル）

②その他のご照会

三井住友信託銀行　証券代行部

0120－782－031（平日午前９時～午後５時／フリーダイヤル）

インターネットによるライブ配信のご案内

- 本総会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、株主さま向けにインターネットによるライブ配信を行います。
- スマートフォン又はパソコン等から、以下の方法により配信用ウェブサイトにアクセスしていただき、株主ＩＤとパスワードを入力のうえ、ご視聴ください。

配信日時

2022年６月28日（火）　午前10時～株主総会終了時刻まで

※配信用ウェブサイトは、株主総会の開始時刻30分前（午前９時30分）頃より使用可能です。

当日の視聴方法

スマートフォン、パソコン等にて以下の配信用ウェブサイトにアクセスし、株主ＩＤ及びパスワードを入力してください。

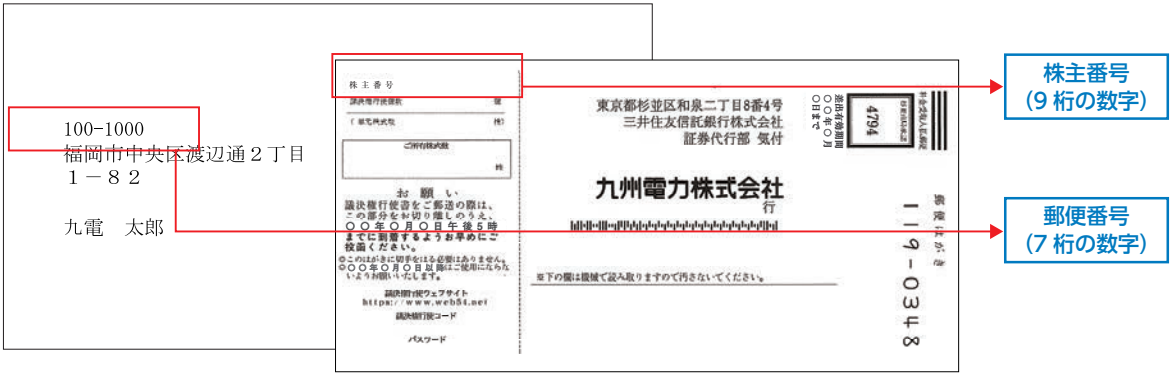
配信用ウェブサイト　https://9508.ksoukai.jp

株 主 Ｉ Ｄ：議決権行使書用紙記載の**「株主番号」**（数字９桁）

パスワード：基準日（３月末）時点の株主名簿ご登録住所の**「郵便番号」**（数字７桁ハイフンなし）

※株主ＩＤ及びパスワードは議決権行使書用紙に記載されております。**議決権行使書用紙を投函される場合は、その前に必ずお手元に「株主番号」をお控えください。**

［ご参考］議決権行使書用紙におけるＩＤ・パスワードの表示位置



ご視聴にあたってのご注意事項

- インターネットによるライブ配信をご視聴いただく場合、当日の決議にご参加いただくことはできません。また、ご質問を含む一切のご発言ができません。事前に郵送又はインターネットによる議決権行使をお願いいたします。
- 配信の映像は役員席付近のみとさせていただきます。ご出席される株主さまは映らないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。
- 撮影、録画、録音、保存及びＳＮＳ等での無断公開は固くお断りいたします。
- 株主ＩＤ及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ご使用のパソコン等及びインターネットの接続環境等により、ご視聴できない場合や、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。
- やむを得ず、当日インターネットによるライブ配信を行うことができなくなった場合は、当社ウェブサイト（https://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html）にてお知らせいたします。

ライブ配信に関するお問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

株主番号及びパスワードについて

三井住友信託銀行
株主総会ライブ配信 サポート専用ダイヤル
0120－782－041
（平日午前９時～午後５時／フリーダイヤル）

ライブ配信の視聴について

株式会社ブイキューブ
03－4520－1494
（受付時間　６月28日（火）午前９時～株主総会終了）

株主総会会場での新型コロナウイルス感染対策

【以下の内容につき、あらかじめご了承ください。】

- 株主さま同士の席の間隔を広くとるため、ご用意する株主さまの席に限りがございます。ご用意した席数を上回る株主さまがご来場された場合には、恐れ入りますがご入場をお断りする場合がございます。
- 発熱されている方、体調不良の方のご来場は、固くお断りいたします。
- 会場では、必ずマスクの着用、及び手指のアルコール消毒をお願いいたします。
- 今後の状況により株主総会の運営等を変更する場合は、当社ウェブサイト（https://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html）にてお知らせさせていただく予定です。当社ウェブサイトで最新の情報をご確認ください。

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

＜会社提案（第１号議案から第５号議案まで）＞

第１号議案から第５号議案までは、会社提案によるものであります。

第１号議案　利益準備金の額の減少について

当社の今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保するため、会社法第448条第１項の定めに基づき、利益準備金の額の減少を行い、その全額を繰越利益剰余金に振り替えさせていただきたいと存じます。

1　減少する利益準備金の額

59,326,215,925円（全額）

2　利益準備金の額の減少が効力を生じる日

債権者異議申述期間後の2022年７月30日を予定しております。

第２号議案　剰余金の処分について

当社は、安定配当を維持するとともに、中長期的な観点から株主の皆さまの利益拡大を図ることを利益配分の基本方針としております。

当期の配当金につきましては、当期の業績や中長期的な収支・財務状況等を総合的に勘案し、普通株式１株につき年間40円といたしたいと存じます。昨年11月に中間配当金として、１株につき20円をお支払いしておりますので、期末配当金につきましては、１株につき20円といたしたいと存じます。

また、当期のＡ種優先株式の配当につきましては、定款の定めに基づき、１株につき年間2,100,000円といたしたいと存じます。昨年11月に１株につき1,050,000円の中間配当を実施しておりますので、期末配当につきましては、１株につき1,050,000円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1　株主に対する配当財産の種類及び割当てに関する事項並びにその総額

当社普通株式		
１株につき金　20円	総額	9,478,382,020円
当社Ａ種優先株式		
１株につき金　1,050,000円	総額	1,050,000,000円
計	総額	10,528,382,020円

2　剰余金の配当が効力を生じる日

2022年６月29日

第３号議案　定款の一部変更について

1　変更の理由

(1)　事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。

(2)　「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①　変更案第16条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

②　変更案第16条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③　株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。

④　上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する付則を設けるものであります。

2　変更の内容

変更の内容は次の「現行定款・変更案対比表」のとおりであります。

現 行 定 款 ・ 変 更 案 対 比 表

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (１)～(14)　〈省　略〉 〈新　設〉 〈新　設〉 (15)　前各号に関するエンジニアリング、コンサルティングおよび技術・ノウハウの販売 (16)　不動産の売買、賃貸借および管理 (17)　前各号に付帯関連する事業 (18)　経営上必要と認める他の会社への投資	（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (１)～(14)　〈現行どおり〉 (15)　農林水産物の生産、加工および販売 (16)　損害保険代理店および生命保険の募集に関する業務 (17)　不動産の売買、賃貸借および管理ならびに不動産投資顧問業 (18)　前各号に関するエンジニアリング、コンサルティングおよび技術・ノウハウの販売 (19)　〈現行どおり〉 (20)　〈現行どおり〉

現　行　定　款	変　更　案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報の全部または一部を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	〈削　除〉
〈新　設〉	（電子提供措置等） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
付　則	付　則
〈新　設〉	（電子提供措置等に関する経過措置） 第２条　定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年９月１日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 2　前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 3　本条は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任について

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名は本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の指名にあたっては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である人事諮問委員会からの答申を踏まえ、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会から指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

番号	氏　名	現在の当社における地位及び担当
1	瓜生道明（うりゅう みちあき）　再任	代表取締役会長
2	池辺和弘（いけべ かずひろ）　再任	代表取締役 社長執行役員
3	藤井一郎（ふじい いちろう）　再任	代表取締役 副社長執行役員、ビジネスソリューション統括本部長
4	豊馬誠（とよま まこと）　再任	代表取締役 副社長執行役員、危機管理官、ＥＳＧに関する事項
5	豊嶋直幸（とよしま なおゆき）　再任	取　締　役 常務執行役員、原子力発電本部長
6	穐山泰治（あきやま やすじ）　再任	取　締　役 常務執行役員、エネルギーサービス事業統括本部長
7	藤本淳一（ふじもと じゅんいち）　再任	取　締　役 常務執行役員、立地コミュニケーション本部長
8	栗山嘉文（くりやま よしふみ）　再任	取　締　役 常務執行役員、エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、 営業本部長
9	千田善晴（せんだ よしはる）　新任	常務執行役員、テクニカルソリューション統括本部長
10	橘・フクシマ・咲江（たちばな ふくしま さきえ）　再任　社外　独立	取　締　役
11	津田純嗣（つだ じゅんじ）　再任　社外　独立	取　締　役

候補者番号 1

瓜生道明（うりう みちあき）（1949年３月18日生）



再　　任

所有する当社普通株式の数
３０，６００株

【略歴、地位及び担当】

1975年４月　当社入社
2009年６月　当社取締役常務執行役員火力発電本部長
2011年６月　当社代表取締役副社長火力発電本部長
2012年１月　当社代表取締役副社長
2012年４月　当社代表取締役社長
2018年６月　当社代表取締役会長
　　現在に至る

【重要な兼職の状況】

株式会社西日本シティ銀行社外取締役監査等委員
九州旅客鉄道株式会社社外取締役
株式会社ＲＫＢ毎日ホールディングス社外取締役

【候補者とした理由】

2009年に取締役に就任以来13年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2012年の代表取締役社長への就任を経て、2018年に代表取締役会長に就任し、取締役会議長を務めるなど、経営全般に携わっております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

候補者番号 2

池辺和弘（いけべ かずひろ）（1958年２月17日生）



再　　任

所有する当社普通株式の数
２９，３００株

【略歴、地位及び担当】

1981年４月　当社入社
2017年６月　当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長
2018年６月　当社代表取締役社長執行役員
　　現在に至る

【重要な兼職の状況】

電気事業連合会会長

【候補者とした理由】

2017年に取締役に就任以来５年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2018年に代表取締役社長執行役員に就任し、当社の経営全般にわたり業務執行の指揮を執っております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

候補者番号 3

藤井 一郎（ふじい いちろう） (1956年７月21日生)



再　　任

所有する当社普通株式の数
２３，８９０株

【略歴、地位及び担当】

1979年４月　当社入社
2017年４月　当社上席執行役員ビジネスソリューション統括本部人材活性化本部長
2018年６月　当社取締役常務執行役員ビジネスソリューション統括本部人材活性化本部長、社長室に関する事項
2020年６月　当社代表取締役副社長執行役員ビジネスソリューション統括本部長、ＣＳＲに関する事項
2021年６月　当社代表取締役副社長執行役員ビジネスソリューション統括本部長 現在に至る

【重要な兼職の状況】

西日本鉄道株式会社社外取締役監査等委員

【候補者とした理由】

2018年に取締役に就任以来４年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2020年に代表取締役副社長執行役員に就任し、経営全般にわたり社長執行役員の業務執行を補佐しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

候補者番号 4

豊馬 誠（とよま まこと） (1959年１月１日生)



再　　任

所有する当社普通株式の数
２２，４７８株

【略歴、地位及び担当】

1981年４月　当社入社
2016年６月　当社執行役員福岡支社長
2018年６月　当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長
2020年４月　当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長、経営監査室に関する事項
2020年６月　当社代表取締役副社長執行役員コーポレート戦略部門長
2021年６月　当社代表取締役副社長執行役員、危機管理官
2021年７月　当社代表取締役副社長執行役員、危機管理官、ＥＳＧに関する事項 現在に至る

【重要な兼職の状況】

日本タングステン株式会社社外取締役

【候補者とした理由】

2018年に取締役に就任以来４年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2020年に代表取締役副社長執行役員に就任し、経営全般にわたり社長執行役員の業務執行を補佐しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

候補者番号 5

豊嶋 直幸（とよしま なおゆき） (1956年10月27日生)



再　　任

所有する当社普通株式の数
２３，２４９株

【略歴、地位及び担当】

1982年４月　当社入社
2017年４月　当社上席執行役員原子力発電本部副本部長
2018年６月　当社取締役常務執行役員原子力発電本部長
現在に至る

【候補者とした理由】

2015年に執行役員に就任し、主に原子力発電部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。

また、2018年に取締役に就任以来４年間にわたり当社の経営に参画しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

候補者番号 6

穐山 泰治（あきやま やすじ） (1955年10月16日生)



再　　任

所有する当社普通株式の数
１７，６１４株

【略歴、地位及び担当】

1979年４月　当社入社
2014年６月　株式会社キューデン・エコソル（現九電みらいエナジー株式会社）代表取締役社長
2014年６月　当社理事株式会社キューデン・エコソル出向
2018年６月　当社執行役員九電みらいエナジー株式会社出向
2019年６月　九電みらいエナジー株式会社代表取締役社長退任
2019年６月　当社常務執行役員エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、企画・需給本部長
2020年６月　当社取締役常務執行役員エネルギーサービス事業統括本部長
現在に至る

【候補者とした理由】

2018年に執行役員に就任し、主に発電部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。

また、2020年に取締役に就任以来２年間にわたり当社の経営に参画しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

候補者番号 7

藤本 淳一（ふじもと じゅんいち）（1958年２月２日生）



再　　任

所有する当社普通株式の数
１９，９７３株

【略歴、地位及び担当】

1980年４月　当社入社
2017年４月　当社上席執行役員原子力発電本部副本部長兼立地コミュニケーション本部副本部長
2018年６月　当社上席執行役員立地コミュニケーション本部長
2019年６月　当社常務執行役員立地コミュニケーション本部長
2021年６月　当社取締役常務執行役員立地コミュニケーション本部長
現在に至る

【候補者とした理由】

2014年に執行役員に就任し、主に立地コミュニケーション部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。

また、2021年に取締役に就任して以降、当社の経営に参画しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

候補者番号 8

栗山 嘉文（くりやま よしふみ）（1958年１月27日生）



再　　任

所有する当社普通株式の数
１３，７８３株

【略歴、地位及び担当】

1981年４月　当社入社
2016年６月　当社執行役員大分支社長
2018年６月　当社上席執行役員エネルギーサービス事業統括本部営業本部副本部長
2019年６月　当社上席執行役員エネルギーサービス事業統括本部営業本部長
2020年６月　当社常務執行役員エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、営業本部長
2021年６月　当社取締役常務執行役員エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、営業本部長
現在に至る

【候補者とした理由】

2016年に執行役員に就任し、主に営業部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。

また、2021年に取締役に就任して以降、当社の経営に参画しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

候補者番号 9

千田 善晴（せんだ よしはる） (1959年７月28日生)



新　　任

所有する当社
普通株式の数
１４，６９２株

【略歴、地位及び担当】

1984年４月　当社入社
2017年６月　当社執行役員ビジネスソリューション統括本部地域共生本部副本部長
2018年６月　当社執行役員テクニカルソリューション統括本部土木建築本部長
2019年６月　当社上席執行役員テクニカルソリューション統括本部土木建築本部長
2020年６月　当社常務執行役員テクニカルソリューション統括本部長
　　現在に至る

【重要な兼職の状況】

株式会社富士ピー・エス社外取締役

【候補者とした理由】

2017年に執行役員に就任し、主に土木建築部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

候補者番号 10

橘（たちばな）・フクシマ・咲江（さきえ）（1949年９月10日生）



再　　任

社外取締役

独立役員

取締役会出席回数
１５／１５

所有する当社
普通株式の数
２,７００株

【略歴、地位及び担当】

1980年６月　ブラックストン・インターナショナル株式会社入社
1984年２月　同社退職
1987年９月　ベイン・アンド・カンパニー株式会社入社
1990年１月　同社退職
1991年８月　日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社（現コーン・フェリー・ジャパン株式会社）入社
1995年５月　コーン・フェリー・インターナショナル社米国本社取締役
2000年９月　日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社取締役社長
2001年７月　同社代表取締役社長
2007年９月　コーン・フェリー・インターナショナル社米国本社取締役退任
2009年５月　日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社代表取締役会長
2010年７月　同上退任
2010年７月　Ｇ＆Ｓグローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長
現在に至る
2011年４月　公益社団法人経済同友会副代表幹事（2015年４月まで）
2016年６月　ウシオ電機株式会社取締役（非常勤）
現在に至る
2019年６月　コニカミノルタ株式会社取締役（非常勤）
現在に至る
2020年６月　当社取締役
現在に至る

【重要な兼職の状況】

Ｇ＆Ｓグローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長
ウシオ電機株式会社社外取締役
コニカミノルタ株式会社社外取締役
株式会社あおぞら銀行社外取締役（2022年６月22日就任予定）

【候補者とした理由及び期待される役割の概要】

長年にわたる国内及び米国における企業経営者としての豊富な経験、グローバルな人財マネジメント及びコーポレート・ガバナンスに関する幅広い知見を有し、当社社外取締役に相応しい人格・識見を備えております。

橘・フクシマ氏には、2020年６月取締役就任後、取締役会及び委員会等において、独立かつ客観的な視点から有益なご意見や提言をいただき、取締役の職務執行の監督機能を果たしていただくとともに、人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、取締役の人事・報酬制度の透明性・客観性の向上に寄与していただいております。引き続き当社のガバナンスの維持・向上及び企業価値向上に、同様の貢献を行っていただくことを期待しております。

候補者番号 11

津田 純嗣（つだ じゅんじ） (1951年３月15日生)



再　　任

社外取締役

独立役員

取締役会出席回数
１０／１０

所有する当社
普通株式の数
５,１００株

【略歴、地位及び担当】

1976年３月	株式会社安川電機製作所（現株式会社安川電機）入社
1998年６月	米国安川電機株式会社取締役副社長
2003年８月	同上退任
2005年６月	株式会社安川電機取締役
2009年６月	同社常務取締役
2010年３月	同社代表取締役社長
2013年３月	同社代表取締役会長兼社長
2016年３月	同社代表取締役会長
2017年４月	公立大学法人北九州市立大学理事長
	現在に至る
2018年６月	ＴＯＴＯ株式会社取締役（非常勤）
	現在に至る
2021年６月	当社取締役
	現在に至る
2022年３月	株式会社安川電機取締役
	現在に至る

【重要な兼職の状況】

株式会社安川電機特別顧問（2022年５月26日同社取締役を退任し就任予定）
公立大学法人北九州市立大学理事長
ＴＯＴＯ株式会社社外取締役
日本精工株式会社社外取締役（2022年６月28日就任予定）

【候補者とした理由及び期待される役割の概要】

長年にわたる国内及び米国における企業経営者としての豊富な経験、マーケティング及びものづくりに関する幅広い知見を有し、当社社外取締役に相応しい人格・識見を備えております。

津田氏には、2021年６月取締役就任後、取締役会及び委員会等において、独立かつ客観的な視点から有益なご意見や提言をいただき、取締役の職務執行の監督機能を果たしていただくとともに、人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長として、取締役の人事・報酬制度の透明性・客観性の向上に寄与していただいております。引き続き当社のガバナンスの維持・向上及び企業価値向上に、同様の貢献を行っていただくことを期待しております。

（注） 1　当社は、橘・フクシマ・咲江氏、津田純嗣氏との間に、それぞれ会社法第423条第１項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しており、両氏が選任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。

2　当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役全員を含む被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について当該保険契約により塡補することとしております。なお、保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、各候補者の任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

3　橘・フクシマ・咲江氏、津田純嗣氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。

4　橘・フクシマ・咲江氏、津田純嗣氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、両氏が選任された場合、各証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html）に掲載しております。

5　橘・フクシマ・咲江氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって２年であります。

6　津田純嗣氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって１年であります。

第５号議案　監査等委員である取締役３名選任について

監査等委員である取締役古賀和孝、藤田和子、谷　宏子の３氏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査等委員である取締役３名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である人事諮問委員会からの答申を踏まえ、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名		現在の当社における地位及び担当
1	藤田和子（ふじた かずこ）	再任 社外 独立	取締役監査等委員
2	尾家祐二（おいえ ゆうじ）	新任 社外 独立	
3	杉原知佳（すぎはら ともか）	新任 社外 独立	

候補者番号 1

藤田 和子（ふじた かずこ）（1948年11月10日生）



再　　任

社外取締役

独立役員

取締役会出席回数
15／15

監査等委員会出席回数
16／16

所有する当社
普通株式の数
2,100株

【略歴、地位及び担当】

1971年10月	監査法人中央会計事務所（後のみすず監査法人）入所
1975年３月	公認会計士登録
	現在に至る
1983年８月	監査法人中央会計事務所社員
1989年２月	中央新光監査法人（後のみすず監査法人）代表社員
2007年７月	みすず監査法人退職
2007年８月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）パートナー
2009年９月	同上退職
2009年10月	藤田公認会計士事務所設立
	現在に至る
2010年２月	税理士登録
	現在に至る
2017年４月	学校法人福岡学園監事（非常勤）
	現在に至る
2020年６月	当社取締役監査等委員
	現在に至る

【重要な兼職の状況】

公認会計士、税理士（藤田公認会計士事務所）

【候補者とした理由及び期待される役割の概要】

長年にわたる公認会計士及び税理士としての豊富な経験及びベンチャー企業立ち上げに関する幅広い知見を有し、当社社外取締役に相応しい人格・識見を備えております。

藤田氏には、2020年６月監査等委員である取締役就任後、独立かつ客観的な視点から有益なご意見や提言をいただき、取締役の職務執行の監査・監督機能を果たしていただいております。引き続き当社の取締役会の監督機能強化及び企業価値向上に、同様の貢献を行っていただくことを期待しております。

候補者番号 2

尾家祐二（1954年4月9日生）



新　任

社外取締役

独立役員

所有する当社普通株式の数
なし

【略歴、地位及び担当】

1990年4月　九州工業大学（現国立大学法人九州工業大学）情報工学部助教授
1995年4月　奈良先端科学技術大学院大学情報科学センター教授
1997年4月　九州工業大学情報工学部教授
2008年4月　国立大学法人九州工業大学大学院情報工学研究院教授
2009年4月　同学情報工学研究院長
2010年4月　同学理事・副学長
2016年4月　同学学長
2022年3月　同学退職

【候補者とした理由及び期待される役割の概要】

情報ネットワーク工学の専門家として、日本の先進的情報ネットワーク技術を先導するなど豊富な経験と卓越した識見を有し、また、大学学長として人材育成や組織運営にも携わった経験も有し、当社社外取締役に相応しい人格・識見を備えております。

尾家氏には、その豊富な経験や識見を活かして、当社事業に対して独立かつ客観的な視点から有益なご意見や提言をいただき、取締役の職務執行の監査・監督機能を果たしていただくことを期待しております。更に、情報ネットワーク工学の専門家の視点から、当社のＤＸ推進や研究開発並びに人材育成などに関してご意見や提言をいただくことを期待しております。

候補者番号 3

杉原 知佳（すぎはら ともか）（1970年12月25日生）



新　任

社外取締役

独立役員

所有する当社普通株式の数
なし

【略歴、地位及び担当】

1999年４月	弁護士登録
	現在に至る
	三浦・奥田・岩本法律事務所（現三浦・奥田・杉原法律事務所）入所
2007年４月	同事務所　共同経営者
2019年６月	株式会社シティアスコム取締役（非常勤）
2020年６月	同社取締役監査等委員（非常勤）
	現在に至る
2020年６月	日本タングステン株式会社取締役監査等委員（非常勤）
	現在に至る

【重要な兼職の状況】

弁護士（三浦・奥田・杉原法律事務所共同経営者）
株式会社シティアスコム社外取締役監査等委員
日本タングステン株式会社社外取締役監査等委員

【候補者とした理由及び期待される役割の概要】

弁護士として法務全般に関する豊富な経験及び社外取締役としての経験を有し、当社社外取締役に相応しい人格・識見を備えております。

杉原氏には、その豊富な経験や識見を活かして、当社事業に対して独立かつ客観的な視点から有益なご意見や提言をいただき、取締役の職務執行の監査・監督機能を果たしていただくことを期待しております。また、同様の観点から、当社の人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員に就任いただくことを予定しております。

（注） 1　尾家祐二氏、杉原知佳氏が選任された場合、当社は、両氏との間に、それぞれ会社法第423条第１項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。

2　当社は、藤田和子氏との間に、会社法第423条第１項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しており、同氏が選任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。

3　当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役全員を含む被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について当該保険契約により塡補することとしております。なお、保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、各候補者の任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

4　藤田和子氏、尾家祐二氏、杉原知佳氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。

5　藤田和子氏、尾家祐二氏、杉原知佳氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、３氏が選任された場合、各証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html）に掲載しております。

6　藤田和子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての知識・経験により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

7　尾家祐二氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、情報ネットワーク工学の専門家及び大学学長としての知識・経験により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

8　杉原知佳氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての知識・経験により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

9　藤田和子氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって２年であります。

〔ご参考〕

取締役（候補者）のスキルマトリックス

事業環境が大きく変化する中で、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に向け、当社の取締役会が高度な見識と多面的な視点で経営の方向性を示すとともに、経営の迅速な意思決定、経営の監督機能を適切に発揮するために取締役会が備えるべきスキルを特定しました。

氏　名	当社における地位等		人事諮問委員会	報酬諮問委員会	特に期待する分野※1								
					①企業経営	②財務・会計	③法務・リスク管理	④人材	⑤ＥＳＧ・サステナビリティ※2	⑥イノベーション・ＤＸ	⑦技術・研究開発（ＩＣＴ含む）	⑧営業・マーケティング	⑨グローバル
瓜　生	代表取締役会長				○				○	○	○		○
池　辺	代表取締役社長執行役員		委員	委員	○	○		○	○				○
藤　井	代表取締役副社長執行役員				○		○	○	○				
豊　馬	代表取締役副社長執行役員				○	○	○		○	○	○		
豊　嶋	代表取締役副社長執行役員				○						○		
穐　山	取締役常務執行役員				○						○	○	○
藤　本	取締役常務執行役員				○		○	○					
栗　山	取締役常務執行役員				○							○	
千　田	取締役常務執行役員						○		○	○	○		
橘･フクシマ	取締役	社外 独立 女性	委員	委員	○			○		○			○
津　田	取締役	社外 独立	委員長	委員長	○						○	○	○
遠　藤	取締役監査等委員				○		○	○	○				
藤　田	取締役監査等委員	社外 独立 女性				○							
尾　家	取締役監査等委員	社外 独立						○		○	○		
杉　原	取締役監査等委員	社外 独立 女性	委員	委員			○	○					

（注）　1　取締役（候補者）の有する全ての知見や経験を表すものではありません。
　　2　ＥＳＧ・サステナビリティは、ＥＳＧ経営全般に関する幅広い知見を保有している場合や、環境経営に関する知見や経験を保有している場合に該当（○）としています。

＜株主（１名）からのご提案（第６号議案から第10号議案まで）＞

第６号議案から第10号議案までは、株主（１名）からのご提案によるものであります。

第６号議案　定款の一部変更について（1）

◆提案内容

定款に以下の章と条文を新設し、現行定款に追加します。

第８章　　その他

（株価向上の為自己の株式の取得の実施）

第40条　当社は、過去の株価水準と比べて株価が機関投資家等による株価操縦や空売り等、根拠もなく低迷している場合、財務状況に負担をかけない範囲で積極的に自己の株式の取得を行い、実施時期、規模においては取締役会は会社価値維持を念頭に注意を払う。

◆提案理由

過去１度もやった事のない自社価値を上げる行為。余剰資金は多くは無い中で、電気使用量も多くない佐賀県の私立進学校に総額20億円の寄付をする余裕があり、所有他社株配当金が年間10億円以上計上されているなかで、株主から見た優先順位はこちらかと思われる。去年の総会後記者会見で社長が株価低迷に対して配当利回りを力説されていたが、そもそも本日の株価低迷の責任者であり就任後３割近く会社の価値を下げている今こそ社長が責任感を自覚して自己の株式の取得をリーダーシップを持って実行していく事が求められる。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、自己の株式の取得については、現行定款第７条において取締役会の決議により実施することができる旨定めておりますが、その具体的な取得は、財務状況や株価への影響などを総合的に勘案し、適否・時期・規模などの検討を行うこととしております。

また、株価については、経営全般にわたる更なる効率化はもとより、販売電力量の拡大、成長事業への取組み等により、2030年の経常利益目標1,500億円に向けて収益の拡大を図るとともに、カーボンニュートラルをはじめとしたＥＳＧの取組みも強化することで、持続的な企業価値の向上を通じて高めていきたいと考えております。

なお、当社の株主還元については、安定配当の維持を基本に、当年度の業績や中長期的な収支・財務状況を踏まえ、決定することとしています。

したがって、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

第７号議案　定款の一部変更について（2）

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（役員報酬の個別公開）

第41条　当社は、個別役員報酬を公開することによって、総額公開という各部門責任体制が不明瞭な状況を改善し、経営責任を各取締役が確実に負っていることを株主その他当社社員、関係者各位に明示する。

◆提案理由

総額では全く見えてこない。社長就任後株価をこれだけ下げた責任者がその責任を負っているかを株主は見極める必要がある。共同責任を盾に詳細を隠すのは関西電力株式会社が株主総会の招集通知にも報酬を記載し率先

開示している中、ずっと先まで暗くする行為にならないため、電気事業連合会の会長である社長には率先開示し、株主提案で渋々公開を避けて頂きたいと考える。

〇取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

報酬につきましては、基本報酬と業績連動報酬で構成し、株主総会で決議された範囲内で支給しております。このうち業績連動報酬は、会社業績に連動させて支給しており、会社業績に対する責任を明確にするとともに、業績向上へのインセンティブとしております。

また、具体的な報酬等の額につきましては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である報酬諮問委員会で他企業の水準等も踏まえ審議したうえで、取締役会で決定しており、会社法施行規則に従い役員報酬の総額と員数を開示しております。

したがって、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

第 8 号議案　定款の一部変更について（3）

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（コンプライアンス委員会委員の氏名・主な経歴の公表） 第42条　当社のコンプライアンス委員会は、各委員が公平、公正に機能しているかを可視化するために社長以下委員の氏名・主な経歴は公表するものとする。

◆提案理由

コーポレートガバナンスを行う上で、現在、当社内のコンプライアンスを判断する人物が相応しいかどうかを確認担保する手段がない状態が続き、このままコンプライアンス委員非公表では会社の利己的な基準で間違った判断を犯した「やらせメール事件」再発防止が機能しているのかすら検証出来ない為。

〇取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社では、社会の皆さまからの信頼が事業活動の最大の基盤であり、透明性の高い、誠実で公正な事業運営を行うことが重要と考え、コンプライアンス経営に関する方針や具体的対応策の提言、審議並びに実施状況のモニタリングを行うことを目的に、コンプライアンス委員会を設置しております。

当社のコンプライアンス委員会は、各委員から客観的中立的な立場でご提言・ご助言等をいただき、コンプライアンス経営に資するため、社外有識者、労働組合代表、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）等で構成されております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第９号議案　定款の一部変更について（4）

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（内容確定後速やかな大引け前の決算発表の実施） 第43条　当社の各決算発表は内容確定後速やかに発表するとし、取引所開場時間内に発表を努める。

◆提案理由

良くも悪くも発表内容がリアルタイムで株価に反映されて外部要因の影響を受けにくくなる。当社の主張する「株主が決算内容を考察する時間が必要」と言うのが良いと言うのはスピード感の無い考え方で株主のチャンスを奪う。社長が会長を務める電気事業連合会加盟会社の2022年３月期第３四半期決算の発表は、関西電力株式会社、中部電力株式会社、四国電力株式会社、沖縄電力株式会社が1/28に、さらに北海道電力株式会社は1/27に行っており、その中で締日後45日以内発表と言う言葉に甘えて1/31大引け後に発表の当社は危機感を持って改善する必要があると考える。

〇取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、東京証券取引所の決算発表の早期化の要請を踏まえ、連結会計年度に係る決算については、遅くとも決算期末後45日以内に開示を行うことが適当とされる中、より望ましいとされる決算期末後翌月内に開示しております。また、四半期連結累計期間に係る決算についても同様に、決算期末後翌月内に開示しております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第10号議案　定款の一部変更について（5）

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（証券会社等機関投資家との取引停止） 第44条　当社は、株価操縦やインサイダー取引を行ったとして、関係者が逮捕、起訴された証券会社等機関投資家とは次年度より取引を停止する。また、当社の社債発行事務に関わる幹事会社が、直接又は間接に当社の株を大量に保有、売買を行い、株価操縦と疑われる行為を行った場合も同様とする。

◆提案理由

昨今株価操縦により検察庁による検挙・起訴や事情聴取される大手証券会社副社長等がいる中、当社株売買の板においても、当日高値付近に大量の売りを設定して正常な株価上昇を阻害する機関投資家がいると推測される。それが証券取引等監視委員会によって関係者が逮捕・起訴された場合、証券会社等は当該社員一人に責任を被せるケースもあると思われるが、多額の資金が動く為、組織ぐるみであることは容易に推測できる。こういう勢力と取引することは当社の信頼を大きく失墜させる恐れのある行為であり、コンプライアンス委員会も機能しているかも検証できない中、定款にこの条項を掲げることにより、一定の抑止効果も見込まれると考えられる為。

〇取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、社債の発行や従業員持株会の事務委託などにおいて証券会社等と取引がありますが、取引先選定にあ

たっては、当社ニーズへの対応能力や信頼性、経済性等を総合的に勘案し、決定しております。
　取引先にて不正行為が発生した場合に取引を停止するか否かは、当該行為の重大性や組織的関与の有無、取引継続による社会的批判、代替先確保をはじめとした業務への影響などを踏まえ、個別に判断すべきものと考えます。
　定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

＜株主（１名）からのご提案（第11号議案から第16号議案まで）＞

第11号議案から第16号議案までは、株主（１名）からのご提案によるものであります。

第11号議案　定款の一部変更について（6）

◆提案内容
　定款に以下の章と条文を新設し、現行定款に追加します。

第８章　　その他
（コンプライアンスに関する調査・評価の独立）
第45条　当会社は、コンプライアンス相談窓口に依頼された内容の調査が、公平・公正な判断と相談者の保護（匿名性等）を確保するため、コンプライアンスに関する調査・評価する機関は独立したものとする。調査は、社外又は専門知識を有した者（法律事務所又は専門の顧問等）により実施し、調査内容及び対応結果については社外取締役の承認を得る。株主から、コンプライアンス相談事例について問い合わせがあった場合は、秘匿性のある情報（氏名等）を除き、概略を開示する。

◆提案理由
　コンプライアンス違反が会社や部門による隠ぺい等により、問題が大きくなる場合や対応が遅れる場合がある。その場合、会社に対しての評価や株価に影響を及ぼす場合がある。
　そのため、相談窓口に依頼された内容の調査等を、独立した社外機関等とすることにより、会社や部門の隠ぺいを防止するとともに、依頼者も保護できる。
　コンプライアンス違反に対して、社外の監視があることにより、隠ぺいの抑止効果を向上させる。

○取締役会の意見
　取締役会としては、本議案に反対いたします。
　当社では、法令や企業倫理に反する行為の防止及び早期発見を目的として、社内及び社外（法律事務所）に九州電力コンプライアンス相談窓口を設置しており、相談窓口で受け付けた相談については、公益通報者保護法等の関連法令を遵守し、弁護士等の専門家の助言を受けながら、公正中立な対応をしております。
　相談内容及び対応結果は、当社のコンプライアンス委員会に報告しており、社外有識者、労働組合代表、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の各委員によるモニタリングを実施しております。
　また、相談に関する情報を開示することは、公益通報者保護法等に違反するおそれがあることや、相談者保護の観点からいたしかねます。
　定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第12号議案　定款の一部変更について（7）

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（公平・公正な調達を検証する機関の設置）
第46条　当会社は、公平・公正な調達（資材、工事及び委託）を目的に、不適切な取引に対する専門の通報窓口及び調査・審査を行う第三者機関を設置し、不適切な取引を防止し、健全な取引を行う。株主から、不適切な取引の有無について問い合わせがあった場合は、秘匿性のある情報（氏名等）を除き、概略を開示する。

◆提案理由

日産自動車や大和ハウス工業のような不適切な取引は、会社としての損害だけでなく、信用も落とす。

不適切な取引に対する専門の通報窓口（匿名での通報可能）及び調査・審査をする第三者機関を設置することにより、早期発見及び対応ができる。

不適切な取引に対し、社外の監視があることにより、隠ぺいの抑止効果を向上させる。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、良質な資材を経済的に調達することを目的として「資材調達基本方針」を定め、品質や価格など経済合理性に基づいた公平・公正な資材調達を行っています。また、不適切な事象が発生しないよう、複数名の稟議体制で審査・承認を行い、監査等委員会や第三者機関である有限責任監査法人トーマツによる定期的な監査を受けております。

さらに、法令や企業倫理に反する行為の防止及び早期発見を目的として、社内及び社外（法律事務所）にグループ会社従業員及びお取引先さまも利用できる九州電力コンプライアンス相談窓口を設置しております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第13号議案　定款の一部変更について（8）

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（事業を検証する機関の設置）
第47条　当会社は、新規事業を行うに当たって、専門家等による専門部会を設置し、採算性及び将来性等を客観的に評価する。また、当初計画より、運開（開始）日が半年以上又は予算が10億円以上超過した事業については、原因を明確にしたうえで、採算性及び将来性等を専門部会で評価する。専門部会の委員は、事業に関し専門的な知識を有する第三者を二人以上任命する。株主総会参考資料として、経営上の守秘事項を除き、評価結果を開示する。

◆提案理由

同じ時期に、同じエネルギー関連（石炭火力、地熱、海外エネルギー）で損失を発生させたのは、新規事業に対する見通しが甘かったのではないかと思われる。

少なくとも他社の事例を評価していれば防げたものがあり、一度に同じエネルギー関連の事業を開始したのは計画に問題があると思われる。

新規事業を行う上で失敗は覚悟すべきであるが、事業の検証結果も出ない時期に同じ関連事業を進めることは

リスク管理が出来ていないのではないかと思われる。
　また、川内原子力発電所３号機増設工事や再処理事業の必要性は理解するが、採算性及び将来性等を考慮し、中止及び撤退を含めて検証すべきである。
　中止しないのであれば、株主に納得のできる理由の説明が必要である。
　以上のことから、検討・評価できる専門部会が必要である。
　また、今後の投資判断材料として、株主への検証結果の開示を強く求める。

○取締役会の意見
　取締役会としては、本議案に反対いたします。
　新規事業の投資判断にあたっては、経営層や専門知識を有する関連部門のメンバーで構成する社内委員会を設置し、社外の専門家等による法務・財務等の事前調査を行った事業について、収益性やリスク等を慎重に評価・審議したうえで、社外取締役を含む取締役会等にて意思決定を行うこととしております。
　また、参画後も同委員会において、継続的かつ定期的なモニタリング等を行うことにより、リスクの低減を図るとともに、不調事業については一定のルールに基づいて継続・撤退を検討し、撤退する場合には社外取締役を含む取締役会等で意思決定を行うこととしております。
　定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第14号議案　定款の一部変更について（9）

◆提案内容
　定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（要求に対する正当性の確認）
第48条　当会社は、法律・条例等の改正により、税及び設備改善等の様々な要求を受ける。その場合、その要求が他の法に違反していないか、過大な要求でないかを司法の場により正当性を確認する。株主総会参考資料として、経営上の守秘事項を除き、その結果を開示する。

◆提案理由
　国や県は、電力会社に対して、多大な要求をする場合がある。その場合は、会社としても株主の権利の確保のため、司法等で戦わなければならないが、当社は他国の電力会社と比較して争っていない。海外は、原子力発電所の停止には損害賠償を求め、補償も無制限でなく明確な責任の境界がある。
　当事者の東京電力だけでなく、保険金として各電力会社から金を集め、事故の補償金に充てるのは受益者負担（受益者は東京電力の安い電気の購入者）の原則からも異常である。国は、経営の失策の銀行等には多額の資金を供給し、審査以上の自然災害による原子力災害には金を要求するばかりである。何のための認可か、コロコロ基準を変えたら経営計画が成り立たない。防犯対策は企業だが、テロ対策は国である。何も争わないから国などは要求する。民間企業として、損害賠償等を争うべきである。

○取締役会の意見
　取締役会としては、本議案に反対いたします。
　電気事業は、電力が国民生活に不可欠なインフラであり、高い公共性を有することから、電力の安定供給を確保するため、電気事業法をはじめとする関係法令の規制を受けております。
　当社も電気事業者として、関係法令を遵守し必要な許認可を得たうえで電気事業を運営しており、関係法令の改正により設備改善等が必要となった場合には、その改正の趣旨を踏まえ必要な対応を行っております。

なお、原子力災害に関しましては、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づき、万が一の原子力事故により巨額の損害賠償が生じる将来のリスクに備え、必要な資金の交付等が行われる仕組みが構築され、当社をはじめとする原子力事業者が一般負担金を支出することとされているものです。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第15号議案　定款の一部変更について（10）

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（グループ企業を検証する機関の設置）
第49条　当会社は、多数のグループ企業を有しているが、時代に即した効率的・機能的な構成及び組織となっているか検証する必要がある。よって、年１回以上、社外の専門家を交えた専門部会により、グループ会社の状況を検証する。株主の求めに応じて、経営上の守秘事項を除き評価結果を開示する。

◆提案理由

設立当時は、時代に即した効率的・機能的な構成及び組織となっていたと思うが、現在は状況が変化し、非効率的となっている場合が多々ある。

また、設立の理由が不明で、出向による役職ポストの受け皿となっている会社もあるのではないか。

少なくとも同じ事業内容で、受注先がグループ会社がほとんどの場合は検証が必要である。

親会社を決めて、グループ内で仕事を回している場合もあるのではないのか。

よって、年１回以上、社外の専門家を交えた専門部会によりグループ会社の事業内容を検証する必要がある。

株主として、当社グループの健全性を確認するうえで、経営上の守秘事項を除き評価結果の公開を強く求める。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社グループは、「九電グループ経営ビジョン2030」の実現に向け、電気事業の運営に貢献する事業から、広く一般に商品・サービスを提供する事業まで、各社がそれぞれの役割において自主独立性を持った経営を行うことを基本としつつ、当社とグループ会社が相互に連携し、グループ一体となった取組みを進めております。

当社は、グループ経営管理サイクルにおいて、各社がグループ経営ビジョンに基づき策定する中期経営計画について合意し、年間成果契約を締結のうえ、年度終了後に業績評価を実施するとともに、一定の財務基準を満たさない事業については、撤退を含めた改善策を検討・実施しております。また、グループ会社の統合再編についても、グループ全体の経営効率化の推進及び企業価値向上の観点から、経営環境の変化に応じて適宜取り組んでおります。

さらに、グループ会社の経営状況については、定期的に社外取締役を含む取締役会へ報告し、モニタリングを行っております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第16号議案　定款の一部変更について（11）

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（人事評価を検証する機関の設置） 第50条　当会社は、個人の成果に応じた賃金改定を進めているが、社員の人事評価が公平公正に行なわれなければ機能しない。よって、人事評価に対して社員の異議申し立てを受け付け、検証する専門の機関を設置する。

◆提案理由

成果主義を進めると、本当の成果ではなく、評価者のイエスマンが優遇されることが多々ある。

これは危険なことで、コンプライアンス違反でも指示に従う又は黙認する風潮ができる恐れがある。

よって、人事評価に対して社員の異議申し立てを受け付け、検証する専門の機関を設置することにより、本当の成果主義が可能となる。

また、人事評価を適切に行わない評価者を発見でき、その者に対して適切な教育等が可能となり、評価の向上が期待できる。

以上のことにより、会社の財産である社員が保護され、会社として価値の向上が見込まれる。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、管理職へ社員を登用する際には、その能力・適性を十分踏まえたうえで登用することとしております。

また、公平公正で納得感のある人事評価の実現に向け、評定者に対し各種研修を実施するとともに、評定にあたっては、立場の違う複数の評定者が独立して評定を行う多段階評定を取り入れ、より適切な評定を行う仕組みとしております。

さらに、毎年実施する上司部下間の面談の中で、１年間の取組みを振り返り、被評定者の強みや改善点について、評定者から丁寧に説明するとともに、今後に向けた具体的取組みを共有・支援することとしております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

＜株主（66名）からのご提案（第17号議案から第25号議案まで）＞

第17号議案から第25号議案までは、株主（66名）からのご提案によるものであります。

第17号議案　定款の一部変更について（12）

◆提案内容

定款「第４章　取締役および取締役会」に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（社外取締役の在り方に関する実務の明確化） 第30条の２　社外取締役の役割は、電力会社の社会的役割を自覚し、経営戦略や経営陣の人事報酬への適切な関与、株主との対話を通して、社外の視点を通した実効的な経営監督とする。

◆提案理由

高額の報酬を得ている社外取締役だが、その役割、仕事の内実等、株主はほとんど知ることができない。一昨年７月末、経済産業省は、「社外取締役の在り方に関する実務指針」を公表した。提案の「定款の変更内容」はそれに沿ったものである。つまり数から質の確保が求められているといえよう。たとえば、経済産業省が実施し

た社外取締役向けアンケート調査では、株主・機関投資家との対話を行っている社外取締役は10%であった。その期待された役割には程遠い。福島原発事故以降、多くの問題が指摘され、いまだに解決に至ってないものが大半であるにもかかわらず、発電事業の基本にかかわる原発の必要性・経済性・安全性が議論された気配もない。社長や会長につながるコネ選任は論外である。よって当社は、定款に社外取締役の役割を明記し、総会においてその成果を公表すべく努める。

〇取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社の社外取締役は、その豊富な経験や識見から、取締役会の議案審議等に必要な発言を行うなど、会社から独立した立場で業務執行を監督しております。

また、当社の役員報酬の審議、役員人事の決定・承認プロセス等においては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である報酬諮問委員会及び人事諮問委員会で審議を行い、取締役会で決定しており、社外取締役がその機能を十分に果たしております。

さらに、株主・機関投資家の皆さまとの対話につきましては、社外取締役も出席する取締役会への報告を行うとともに、一部の対話には社外取締役も出席しております。

以上のとおり、当社の社外取締役は、その役割を十分に果たしているため、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

第18号議案　定款の一部変更について（13）

◆提案内容

定款に以下の章と条文を新設し、現行定款に追加します。

第８章　　その他

（原子力に頼らないカーボンニュートラルの実現）

第51条　当会社は、カーボンニュートラル電源から原子力発電を除外する。

◆提案理由

当社はカーボンニュートラル電源として、原発を最大限活用することを謳っている。しかし、原子力サイクル全体でみれば原発からも二酸化炭素（以下CO_2）は排出されている。電力中央研究所は１kWhあたりのCO_2排出量を、石炭火力が975ｇ、石油火力が742ｇ、太陽光が53ｇ、風力が29ｇ、原子力は24ｇと評価（2000年）しているが、原子力の場合、サイクルの各工程でロスや余裕率が全く考慮されていない。例えば、ウラン鉱石からウランをロスなく100%取り出すなど、あり得ない机上の空論である。

龍谷大学大島教授は原発のCO_2原単位は、最小1.36ｇ、最大288.25ｇ、平均で66ｇになると報告している。また、風力2.8～7.4ｇ、太陽光19～59ｇ、原子力68～180.1ｇとするヤコブソン評価もある。原発は海水温より７℃も高い温排水で直接地球を暖める装置でもあり、当社は原子力をカーボンニュートラル電源から除外する。

〇取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

原子力発電については、国の第６次エネルギー基本計画において、「実用段階にある脱炭素電源」として、「安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」とされております。

当社は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、グループ大で再生可能エネルギー開発を推進し、主力電源化に取り組むとともに、天候・気候に左右されないベースロード電源として、安定供給の確保と、電源の低・脱炭素化に向け、安全性の確保を大前提に原子力発電を最大限活用してまいります。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第19号議案　定款の一部変更について（14）

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（原子力の安全文化向上に関する宣言）
第52条　当会社に、原発の事故・労働災害問題特別委員会を設置し、原子力の安全文化向上に努める。

◆提案理由

当社は第96回定時株主総会において、株主提案に対し「当社及び関係会社は、作業にあたり、原子炉等規制法、労働安全衛生法、放射線同位元素等規制法に定められた事項を遵守し、適切に作業管理を行うことにより、作業員の労働安全を確保しています。」と議案書に記載し、公表した。しかしながら、ここ３年間に玄海原発に関するものでも、作業中の落下３件、火災３件、その他３件の事故が発生し、作業員の負傷事故も起きている。当社が本年２月２日に佐賀県知事に提出した報告書を見てもいかに杜撰な作業管理が行われていたかが解る。

当社の安全文化の真正性が問われている。核物質を取り扱う事業者として安全性に対して地に落ちた信頼を取り戻すためにも、作業員の安全を守るためにも各部門を含め早急に事故および労働災害問題特別委員会を設置し、作業員の労働安全に努める。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

原子力発電所の運営にあたっては、いかなる場合においても安全を最優先とすることが最も大切であり、本店の関係部門と原子力発電所が一丸となり、労働安全衛生法をはじめとする関係法令に基づき、作業安全に徹底して取り組むとともに、請負会社に対しても適切な作業安全の確保を要求しています。

原子力発電所における火災や負傷者発生などの事案については、本店の関係部門と原子力発電所が連携し、徹底した原因究明と各事案を根本から幅広く検証を行い、安全パトロールや安全教育の強化及び請負会社との意見交換を継続するなど、安全文化のより一層の醸成や作業安全達成のための取組みを実施しています。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第20号議案　定款の一部変更について（15）

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（電源別コスト等検証委員会の設置）
第53条　当会社に、電源別コスト等検証委員会を設置し、より正確な電源別コスト計算を行い公表する。公表の方法は、発電コスト及び託送料金内訳の電気料金明細書への記載とする。

◆提案理由

2021年の経済産業省の試算によれば、太陽光、風力など再生可能エネルギー発電費用は今後更に安価になる。一方、原発は安全対策費に１兆円近い経費がかかっており、廃炉費用を含む放射性廃棄物対策費用の増加も見込まれる。ＬＮＧ火力・石炭火力も含め発電コストの推移を毎年公表していくべきである。

託送料金は、送配電のネットワークに要する本来の費用と、原発の後始末とも言える費用を区別して料金明細書に記載する。そもそも総括原価方式になっている託送料金に原発費用を入れてしまうと、新電力に切り替えた

消費者も払い続けることとなり問題が多い。
　託送料金には福島原発事故を契機に導入された賠償負担金相当金や廃炉円滑化負担金相当金、電源開発促進税などが含まれるが、詳細は不明である。よって当社に、電源別コスト等検証委員会を設置し、正確な電源別コスト計算を行い公表する。

〇取締役会の意見
　取締役会としては、本議案に反対いたします。
　電源別発電コストは、資本費や運転維持費などを基に算定しており、会社間の競争情報に該当することから、当社は非公表情報と位置付けております。
　なお、経済産業省の審議会である発電コスト検証ワーキンググループにて、2021年９月に示された「基本政策分科会に対する発電コスト検証に関する報告」では、国が試算した電源別発電コストが公表されています。この試算において、原子力の発電コストには、追加的安全対策費や事故リスク対応費用、廃止措置費用、政策経費等も含まれておりますが、石炭火力やＬＮＧ火力と比べ、経済的に遜色のない水準とされております。
　また、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金については、全ての電気の利用者に公平にご負担いただく国の方針が示されたことを踏まえ、電気事業法施行規則で託送料金での回収が規定されており、本年４月からは請求書等にその相当額を記載するなどしております。
　したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第21号議案　定款の一部変更について（16）

◆提案内容
　定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（水素爆発検証委員会の設置）
第54条　当会社に水素爆発検証委員会を設置する。検証委員会の結論が出るまでの間、すべての原発を停止する。

◆提案理由
　東京電力福島第一原発事故では、１、３、４号機の原子炉建屋が爆発した。原子炉圧力容器の水位低下で燃料が露出し、被覆管に使われているジルコニウムが水蒸気と反応して水素が発生、建屋上部に漏れ出して爆発した水素爆発と言われている。しかし、３号機爆発では水素以外の可燃性ガスが寄与している可能性が高く、塗料や保温材、電線ケーブル等が高温下で多様な可燃性ガスを発生させていた可能性がある。当社は水素爆発対策として、電気ヒータにより水素を強制的に燃焼させ水にする「電気式水素燃焼装置」と触媒により水素と酸素を反応させて水にする「静的触媒式水素再結合装置」を格納容器内に設置している。しかし、福島原発建屋の爆発が水素だけが原因ではなかった可能性がある今、当社の対策は再検討が迫られることになった。よって、当社に水素爆発検証委員会を設置する。対策の妥当性が証明されるまでの間、全ての原発を停止する。

〇取締役会の意見
　取締役会としては、本議案に反対いたします。
　東京電力福島第一原子力発電所の事故については、原子力規制委員会において、事故の調査・分析に係る中間取りまとめが実施され、水素以外の可燃性ガスが水素爆発に寄与している可能性が示されていますが、今後も引き続き、原子力規制委員会において調査・検討を実施するとされています。
　当社は、東京電力福島第一原子力発電所のような事故は決して起こさないという固い決意のもと、新規制基準への適合はもとより、更なる安全性及び信頼性の向上のための自主的かつ継続的な取組みを進めるとともに、福島第一原子力発電所事故の未解明問題に対する調査結果や技術的知見の収集に努めながら、原子力発電所の安全確保に万全を期してまいります。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第22号議案　定款の一部変更について（17）

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（非常事態対策課の設置）
第55条　当会社に非常事態対策課を新設する。

◆提案理由

本年２月24日に始まったロシアによるウクライナ侵攻で、同日にチェルノブイリ原発が、３月４日にザポリージャ原発が攻撃、制圧されたが、このことは原子力発電所を稼働させていることの潜在的危険性を改めて浮き彫りにした。戦争やテロ攻撃に限らず、大規模な人災、天災による非常事態のもとで更なる大惨事を招かないためにも早急な原子炉停止が求められる。

今回のウクライナの原発で露呈したように、この様な非常事態では作業員の数も十分ではない場合があり、福島原子力発電所の事故でもそうだったように、何度か見聞きした訓練程度では対策が功をなさなかった教訓もある。全てが想定外の状態で、日頃の運転方法が通用しなかった。よって、事細かな想定と訓練を実施すべく、専門的部署を新設すべきと考える。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

軍事攻撃のリスクに対しては、我が国の外交上・防衛上の観点から対処されるものと認識しています。

当社は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」及び「国民の保護に関する基本指針」に基づき「国民の保護に関する業務計画」を策定しており、武力攻撃災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合においては、当該計画に則り速やかに対策組織を設置し対応することとしています。武力攻撃事態等において、国からの警報が発令された場合には、原子炉の運転停止に向けて必要な措置を実施し、原子力規制委員会から原子炉の運転停止命令が出された場合には、原子炉の運転を停止することとしています。

また、当社は、特定重大事故等対処施設をはじめとした新規制基準への適合はもとより、更なる安全性及び信頼性の向上のための自主的かつ継続的な取組みを進めており、これらの設備を有効に使用するための訓練についても定期的に行っています。

したがって、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

第23号議案　定款の一部変更について（18）

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（核燃料サイクル事業からの撤退）
第56条　当会社は、核燃料サイクル事業から撤退する。よって、川内・玄海両原発敷地内に予定している使用済燃料乾式貯蔵施設建設は行わない。

◆提案理由

当社は使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を利用する核燃料サイクル推進を基本方針とし、英国に1,538kg、全体で約2,218kgのプルトニウムを保有している。しかし、ＭＯＸ燃料加工工場が英国にないため、

その利用計画はとん挫している。長崎に投下された原爆が約７kgのプルトニウムで作られたことを考えれば、これ以上のプルトニウム保有に消費者の理解は得られない。また、不要なプルトニウムを取り出すために六ヶ所再処理工場が稼働すれば、大量の放射能が再処理工場内外に放出される。六ヶ所再処理工場は設計上、年間800トンの使用済燃料を処理することが可能であり、毎年約9700兆ベクレルのトリチウムを海中に、約1000兆ベクレルを大気中に放出し、環境が破壊され大きな健康被害も懸念される。よって、当社は核燃料サイクル事業から撤退することとし、必要性のない使用済燃料の乾式貯蔵施設建設は行わない。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

国の第６次エネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進が基本的方針とされております。

当社としても、エネルギー資源に乏しい我が国において、将来にわたり安定してエネルギーを確保していくため、核燃料サイクルを確立し、限りある資源を有効利用することが必要であると考えており、玄海原子力発電所３号機のプルサーマル運転を今後とも着実に進めてまいります。

また、当社の使用済燃料については、六ヶ所再処理工場に搬出することを基本方針としており、玄海原子力発電所においては、搬出するまでの間安全に貯蔵するため、現行のプール方式に加え、乾式貯蔵施設を設置することとしております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第24号議案　定款の一部変更について（19）

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（川内原発に関する宣言）
第57条　川内原発１、２号機は20年延長の申請は行わず、廃炉とする。

◆提案理由

当社は2015年４月27日に玄海１号機、2019年４月９日に玄海２号機を廃止した。安全性と経済性を最優先させた結果である。両機とも原子炉容器上蓋と蒸気発生器という最重要な機器を取り換える大工事を行っていた。同様に、川内原発も原子炉容器上蓋（１号機が2008年、２号機が2009年）と蒸気発生器（１号機が2008年、２号機が2018年）を取り換えた。特に１号機は1996年10月27日、原子炉容器上蓋にある制御棒駆動装置部に、一次冷却水が噴出した可能性が覗える大事故を起こすなど、老朽化の進展が危惧される。

南日本新聞社などが行った「原発政策を問うアンケート」調査によると廃炉を含む脱原発を望む声は46％に上り、容認の18％を大きく上回った。当社は原発の安全運転と地域住民の生命と財産、安心・安全を最優先する会社である。よって、川内原発の20年運転延長は行わず、廃炉とする。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

原子力発電については、国の第６次エネルギー基本計画において、2050年カーボンニュートラルを実現するため、「実用段階にある脱炭素電源」として、「安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」とされております。

当社は、安全を大前提に、原子力発電を最大限活用していく方針であり、将来の需給状況や電源構成の見通し等も踏まえつつ、様々な選択肢を検討することが必要であると考えており、運転延長もその一つの選択肢として

検討しています。
　また、運転期間延長認可申請にあたっては、原子炉等規制法に基づき特別点検を実施するとともに、原子炉等の劣化状況に関する技術的評価を実施し、その結果等を踏まえたうえで判断することとしており、特別点検を昨年10月より実施しているところです。
　定款は会社の基本事項を定めるものであり、当社の選択肢を狭める本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

第25号議案　定款の一部変更について（20）

◆提案内容
　定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

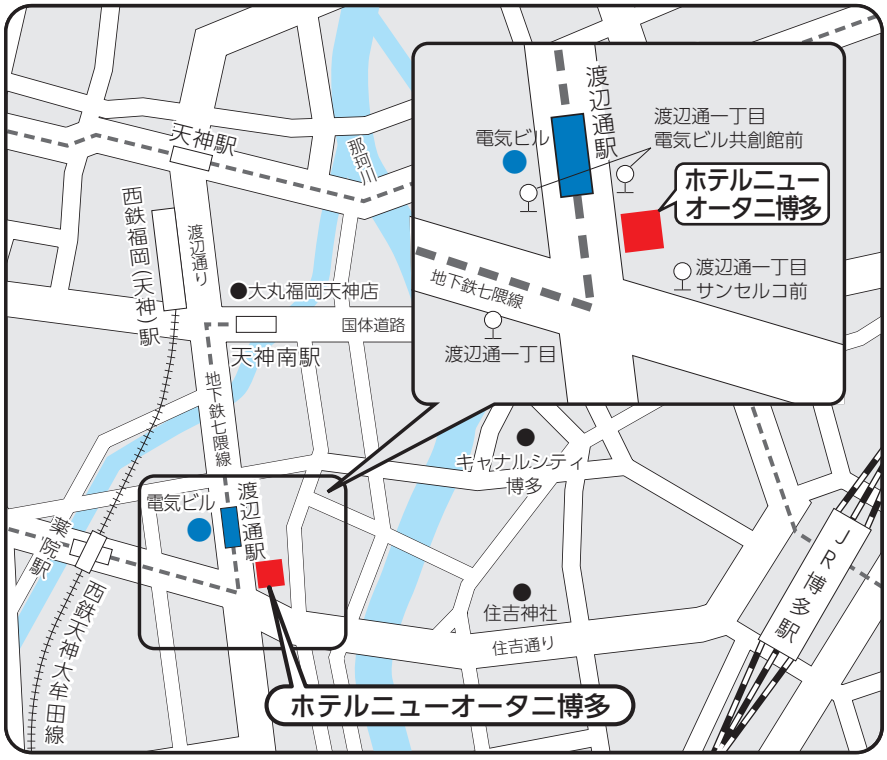
（活断層調査委員会の設置） 第58条　当会社に、活断層調査委員会を設置する。

◆提案理由
　国の見解によると、これまで九州には中央構造線はなく、よって中央構造線系活断層もないとされてきた。しかし、2015年９月の日本地質学会長野大会において熊本大学田中均教授が、「九州山地西縁の日奈久断層の再検討」として、臼杵―八代構造線（中央構造線）の延長と考えられる日奈久断層の西端が、薩摩川内市沖合まで伸びていることが報告された。これは古生物の研究から実証されている。近年、日本は地震の活動期に入っており、全国各地で大きな地震が相次いでいる。南海トラフ巨大地震も目前に迫っており、川内原発近くに活断層が存在するとすれば、事故の確率が高くなるのははっきりしている。原発の安全と地域住民の安全・安心を最優先に考える当社としては、住民の不安を払拭するためにも、当社に活断層調査委員会を設置し、社外専門家も交えながら、新たな知見を取り入れ徹底した調査を行う。

○取締役会の意見
　取締役会としては、本議案に反対いたします。
　当社は、これまで広範囲にわたり詳細な調査を実施し、川内原子力発電所周辺で確認された活断層について適切に評価を行っております。
　具体的には、航空写真からわずかな地形の変化を読み取ることで活断層を見つけ出す変動地形学調査、人工的に発生させた振動を観測・解析することで地下の地質構造を調べる海上音波探査、地下の地質を直接採取して調べるボーリング調査など、最新かつ複数の調査を実施しております。そのうえで、敷地周辺で確認された活断層等に基づき策定した基準地震動に対し、川内原子力発電所の耐震安全性に問題がないことを確認しております。
　また、当社の評価については、新規制基準に適合していることを原子力規制委員会に詳細に説明し、妥当であるとの評価をいただいております。
　さらに、川内原子力発電所周辺の地震の発生状況を常に観測するなど、最新の科学的・技術的知見を継続的に収集し、更なる安全性・信頼性の向上に努めております。
　したがって、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

株主総会会場ご案内図

福岡市中央区渡辺通一丁目１番２号
ホテルニューオータニ博多　４階「鶴の間」



交　通

・ＪＲ博多駅より　　バス（約10分）
・天　神　よ　り　　バス又は地下鉄（約３～10分）
・西鉄薬院駅より　　徒歩（約７分）

お 願 い

・お車でのご来場はご遠慮ください。
・グループ会社商品の配布は取りやめさせていただいております。
何とぞご理解賜りますようお願い申しあげます。

VEGETABLE OIL INK
UD FONT
ユニバーサルデザイン（UD）の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。

1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、新型コロナウイルスの影響により厳しい状況にあるなか、その影響は徐々に緩和され、持ち直しの動きが続いてきましたが、年明けからの感染再拡大により個人消費に弱さが見られます。九州経済も引き続き厳しい状況にあるなか、輸出・生産を中心に持ち直しつつあるものの、そのペースが鈍化しています。

当社グループにおきましては、「九電グループ経営ビジョン2030」の実現に向けた中間目標である2025年度の財務目標の達成に向け、国内電気事業では、電化の推進による需要創出に加え、お客さまニーズに応える料金プラン・サービスの充実などにより、成長事業では、九電グループの強みやノウハウを活かしたプロジェクトの検討や事業化の推進などにより、収益拡大に向けた取組みを推進するとともに、事業活動全般にわたる徹底した効率化に、グループ一体となって取り組んでまいりました。

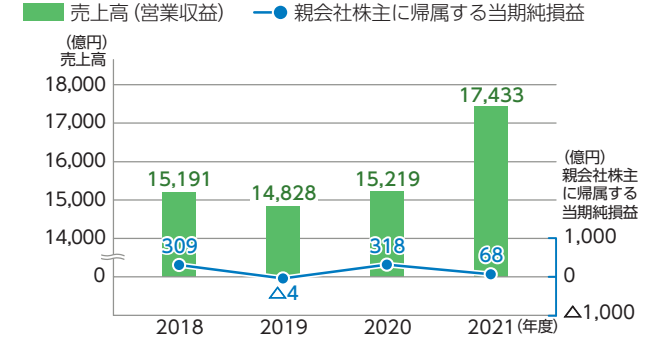
当期の業績につきましては、総販売電力量の増加や原子力発電所の稼働増などはありましたが、燃料価格の上昇により燃料費調整の期ずれ影響が前期の差益から差損に転じたことなどから、前期に比べ減益となりました。

当期の小売販売電力量につきましては、グループ一体となった営業活動による増加や、前期が新型コロナウイルス感染症の影響で減少したことによる反動増などにより、前期に比べ5.7%増の794億kWhとなりました。また、卸売販売電力量につきましては、相対卸の積極的な販売拡大に努めたことに加え、送配電事業における再エネ電源からの買取増に伴う増加などもあり、67.4%増の178億kWhとなりました。この結果、総販売電力量は13.3%増の973億kWhとなりました。

小売・卸売に対する供給面につきましては、原子力をはじめ、火力・揚水等発電設備の総合的な運用等により、また、エリア需給につきましては、調整力電源の運用及び国のルールに基づく再エネ出力制御の実施等により、安定して電力をお届けすることができました。

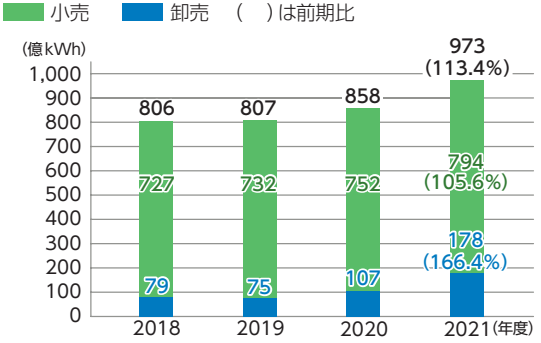
当期の連結収支につきましては、収入面では、国内電気事業において、小売販売収入が小売販売電力

(ご参考)売上高(営業収益)と親会社株主に帰属する当期純損益の推移



(注) 「収益認識に関する会計基準」等の適用及び「電気事業会計規則」の改正に伴い、2020年度の売上高(営業収益)及び当期純損益、2018年度、2019年度の売上高(営業収益)についても遡及した後の数値を記載しております。

(ご参考)総販売電力量の推移



(注) 1 四捨五入のため、内訳と合計の数値が合わないことがあります。
2 グループ合計(当社及び連結子会社(九州電力送配電株式会社、九電みらいエナジー株式会社)の合計値(内部取引消去後))の数値を記載しております。

量の増や燃料価格上昇に伴う燃料費調整の影響などにより増加したことに加え、卸売販売収入やＬＮＧ転売益が増加したことなどから、売上高（営業収益）は前期に比べ14.5%増の１兆7,433億円、経常収益は14.6%増の１兆7,627億円となりました。

支出面では、国内電気事業において、修繕費の減少などはありましたが、原子力発電所の稼働増はあるものの燃料価格上昇の影響などにより燃料費が増加したことに加え、購入電力料や原子力バックエンド費用が増加したことなどから、経常費用は16.6%増の１兆7,303億円となりました。

以上により、経常利益は323億円、親会社株主に帰属する当期純利益はインバランス収支還元損失や減損損失を特別損失に計上したことなどから68億円となり、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに前期に比べ減益となりました。

事業別の業績（内部取引消去前）は、次のとおりとなりました。

a 発電・販売事業

発電・販売事業は、国内における発電・小売電気事業等を展開しています。

売上高は、小売販売収入がグループ一体となった営業活動などによる小売販売電力量の増や燃料価格上昇に伴う燃料費調整の影響などにより増加したことに加え、卸売販売収入やＬＮＧ転売益が増加したことなどから、前期に比べ14.6%増の１兆5,158億円となりました。

経常損益は、総販売電力量の増加や当期に開設された需給調整市場からの収入増、原子力発電所の稼働増などはありましたが、燃料価格の上昇により燃料費調整の期ずれ影響が前期の差益から差損に転じたことなどから、赤字幅が53億円拡大し59億円の損失となりました。

b 送配電事業

送配電事業は、九州域内における一般送配電事業等を展開しています。

売上高は、卸売販売収入が再生可能エネルギー電源からの買取増に伴う卸売販売電力量の増により増加したことなどから、前期に比べ7.0%増の5,983億円となりました。

経常利益は、売上高の増加はありましたが、購入電力料が再生可能エネルギー電源からの買取額及び当期に開設された需給調整市場からの調達費用の増加等により増加したことや、燃料費が増加したことなどから、75.3%減の71億円となりました。

c その他エネルギーサービス事業

その他エネルギーサービス事業は、電気設備の建設・保守など電力の安定供給に資する事業、お客さまのエネルギーに関する様々な思いにお応えするため、ガス・ＬＮＧ販売、再生可能エネルギー事業等を展開しています。また、九電グループが培ってきた技術・ノウハウを活かし、海外事業の強化などにも取り組んでいます。

売上高は、ガス・ＬＮＧ販売価格の上昇などにより、前期に比べ10.1%増の1,986億円、経常利益は、27.2%増の224億円となりました。

d ＩＣＴサービス事業

ＩＣＴサービス事業は、保有する光ファイバ網やデータセンターなどの情報通信事業基盤や事業ノウハウを活用し、データ通信、光ブロードバンド、電気通信工事・保守、情報システム開発、データセンター事業等を展開しています。

売上高は、情報システム開発受託の減少などにより、前期に比べ0.4%減の1,124億円、経常利益は、光ブロードバンドサービスに係る設備の減価償却費の増加などもあり、3.8%減の61億円となりました。

e その他の事業

その他の事業は、不動産、有料老人ホーム、事務業務受託、人材派遣事業等を展開しています。

売上高は、オール電化マンションの分譲販売などにより、前期に比べ12.9%増の333億円、経常利益は42.2%増の61億円となりました。

〈事業別の業績〉

	売上高			経常利益又は経常損失		
	金額（億円）	対前期増減（億円）	増減率（%）	金額（億円）	対前期増減（億円）	増減率（%）
発電・販売事業	15,158	1,936	14.6	△59	△53	—
送配電事業	5,983	390	7.0	71	△219	△75.3
その他エネルギーサービス事業	1,986	181	10.1	224	48	27.2
ICTサービス事業	1,124	△5	△0.4	61	△2	△3.8
その他の事業	333	38	12.9	61	18	42.2
計	24,585	2,541	11.5	359	△209	△36.8
内部取引消去	△7,152	△328	—	△35	△18	—
連結	17,433	2,213	14.5	323	△227	△41.3

（注）「収益認識に関する会計基準」等の適用及び「電気事業会計規則」の改正に伴い、対前期増減及び増減率については、遡及適用後の数値を基に算定しております。

（ご参考）国内電気事業再掲

	売上高			経常利益		
	金額（億円）	対前期増減（億円）	増減率（%）	金額（億円）	対前期増減（億円）	増減率（%）
国内電気事業	15,675	2,029	14.9	12	△273	△95.7

（注）1 「発電・販売事業」と「送配電事業」の内部取引消去後の業績を記載しております。
2 「収益認識に関する会計基準」等の適用及び「電気事業会計規則」の改正に伴い、対前期増減及び増減率については、遡及適用後の数値を基に算定しております。

2 対処すべき課題

当社グループは、「ずっと先まで、明るくしたい。」をブランド・メッセージとする「九電グループの思い」のもと、「低廉で良質なエネルギーをお客さまにお届けすることを通じて、お客さまや地域社会の生活や経済活動を支える」ことを使命に、事業活動を進めております。

❶ 経営環境

一般送配電事業等の分社化や小売競争の激化など電力システム改革の進展に加え、脱炭素の潮流や新型コロナウイルス感染拡大、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の加速など、社会構造も変容しており、大きな転換期にあります。

特に、脱炭素の潮流については、日本政府の方針である「2050年カーボンニュートラル」や「2030年温室効果ガス排出削減目標」の実現に向け、エネルギー事業者としての積極的な貢献が期待されております。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、社会生活の維持に不可欠なエネルギーの安定供給を担う責務は更に大きくなっており、事業運営に支障を来すことのないよう感染予防・拡大防止対策に万全を期すことが求められております。

加えて、世界情勢が不安定さを増す中、エネルギー資源の価格高騰等の動向を注視し、リスクを踏まえたサプライチェーンマネジメントを徹底する必要があります。

❷ 中長期的な経営戦略

当社グループは、変化する経営環境に対応し、地域・社会とともに持続的成長を果たしていくため、事業を通じて「社会価値」と「経済価値」を同時創出するサステナビリティ経営を一層推進し、「九電グループ経営ビジョン2030」の着実な実現を図り、お客さまから信頼され、選ばれ続ける企業グループを目指してまいります。

サステナビリティ経営の推進

○ サステナビリティの推進体制及び方針の整備

カーボンニュートラルをはじめとするＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）諸課題に戦略的かつスピーディーに取り組むため、2021年７月、取締役会の監督下に「サステナビリティ推進委員会（委員長：社長）」を設置するなど、推進体制を整備しました。

また、2021年12月に、基本的姿勢を示す「九電グループサステナビリティ基本方針」を制定するとと

もに、2022年４月には、社会と当社グループのサステナビリティ実現に向けた経営上の重要課題として「マテリアリティ」を設定しました。（図１）

これらの推進体制及び方針のもと、課題解決に向けたグループ一体での取組みを加速させ、持続可能な社会の実現と企業の中長期的な成長の両立を図ってまいります。

○　カーボンニュートラルの実現に向けた取組み

サステナビリティの実現に向けては、責任あるエネルギー事業者として、気候変動をはじめとした社会課題の解決に貢献することが極めて重要であると考え、2021年４月に、「九電グループ　カーボンニュートラルビジョン2050」を策定し、エネルギー供給面での「電源の低・脱炭素化」と需要面での「電化の推進」に取り組んでいく方針を示しました。

また、2021年11月には、「九電グループ　カーボンニュートラルの実現に向けたアクションプラン」を策定し、2030年の経営目標（環境目標）や、その達成に向けたＫＰＩ（重要業績評価指標）を設定するなど、カーボンニュートラル実現への道筋を示しました。（図２）

その実現に向けたエネルギー需給両面の取組みとして、「電源の低・脱炭素化」については、再生可能エネルギーの主力電源化や原子力の最大限の活用、火力発電の低炭素化等に積極的に取り組んでまいります。

「電化の推進」については、家庭部門でのオール電化の更なる推進や、業務・産業部門での電気式空調・給湯・厨房設備等の普及拡大、運輸部門での電気自動車の普及促進など、あらゆる部門で最大限の電化に挑戦し、九州の電化率向上に貢献してまいります。

これらの取組みを通じて、当社グループは、自らの温室効果ガス（ＧＨＧ）排出量を上回る削減効果を社会全体で創出し、事業活動によるＧＨＧ排出量を実質マイナスにする「カーボンマイナス」を2050年よりできるだけ早期に実現してまいります。

「九電グループ経営ビジョン2030」の実現に向けた取組み

2019年６月、「九電グループ経営ビジョン2030」を策定し、2030年のありたい姿の実現に向けた戦略Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを掲げております。（図３）

また、2021年４月には、経営ビジョンの実現に向けた中間目標として、2025年度を対象に、財務目標（連結経常利益・自己資本比率）を策定しました。（図４）

経営ビジョンに掲げる３つの戦略（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）をグループ一体で加速させ、財務目標の達成を図り、その先にある経営ビジョンの実現をより確かなものとしていきます。

戦略Ⅰ　エネルギーサービス事業の進化

エネルギー情勢やお客さまニーズの多様化など、環境変化を先取りし、エネルギーサービスを進化させ、環境に優しく、低廉なエネルギーを安定的にお届けし続けます。

o　発電・販売事業については、Ｓ（安全）＋３Ｅ（エネルギーの安定供給、環境保全、経済性）の観点から、容量市場など新たな電力取引市場も最大限活用しつつ、最適なエネルギーミックスを追求してまいります。

再生可能エネルギーについては、地熱や水力に加え、洋上風力やバイオマス等について、地域との共生や収益性等を勘案しながら、国内外で開発を推進し、主力電源化を図ってまいります。

原子力発電については、CO_2排出抑制面やエネルギーセキュリティ面等で総合的に優れた電源であり、安全の確保を大前提として最大限活用してまいります。玄海原子力発電所３、４号機の特定重大事故等対処施設については、安全最優先で

設置工事を進めるとともに、川内原子力発電所の40年超運転可否の判断材料となる特別点検の実施等についても、着実に対応してまいります。また、地域の皆さまの安心と信頼を高めていくため、分かりやすい情報発信やフェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーション活動を継続してまいります。

火力発電については、電力の需給調整に不可欠な電源であり、最新鋭のＬＮＧ火力発電所の開発や、非効率石炭火力のフェードアウト対応など、環境面やコスト競争力、供給安定性のバランスを追求しつつ活用してまいります。

また、電力の安定供給については、電力需給変動リスクや燃料価格変動リスク等を踏まえた供給力の確保や燃料調達等を徹底しつつ、適切に対応してまいります。

さらに、電力販売については、競争環境が厳しさを増し、社会全体の環境意識も高まる中、引き続きお客さまにお選びいただけるよう、法人お客さま向けの再エネ・CO_2フリープランである「再エネＥＣＯ極」のほか、「再エネＥＣＯプラス」、「CO_2削減プラン」やご家庭向けの「まるごと再エネプラン」など、お客さまニーズに沿った料金プラン・サービスの提案や、グループ会社商材との一体販売など、エネルギーサービスの充実を図ってまいります。

- 送配電事業については、九州電力送配電株式会社を中心に、一層の公平性・透明性・中立性を確保しつつ、安定供給とコスト低減の両立を実現してまいります。

  再生可能エネルギーの最大限の受入れや効率的な設備運用等を目指し、送配電ネットワークの次世代化を推進してまいります。

- 海外事業については、リスク評価や収益性評価などのリスク管理機能を強化しつつ、当社がこれまで蓄積したノウハウやネットワークを活かして、一層の収益拡大を目指してまいります。

  再生可能エネルギー・火力発電事業、送配電事業、マイクログリッド事業等に取り組み、これまでのアジア・中東・米州に加え、欧州・アフリカ地域など、進出エリアや事業領域の更なる拡大を図ってまいります。

戦略Ⅱ　持続可能なコミュニティの共創

地域・社会の課題解決に向けて、グループの強みやエネルギーサービス事業とのシナジー等を発揮できる都市開発やＩＣＴサービス等の事業を中心に取り組んでまいります。

- 都市開発事業については、大型都市開発プロジェクトへの参画や、オフィス・住宅・物流施設の開発など、九州をはじめ国内外の案件を開拓し、収益拡大を図るとともに、交流人口拡大や地域の賑わい創出など地域の発展・活性化にも貢献してまいります。

- ＩＣＴサービス事業については、ＤＸが進展する中、光ブロードバンド事業やモバイルサービス事業、データセンター事業等の既存事業に加え、ドローンサービスや地域情報プラットフォームサービスなど、地域・社会のニーズにお応えする新たなサービス創出にグループを挙げて取り組んでまいります。

- また、自治体向けのカーボンニュートラル支援や森林資源を活用したＪ－クレジット事業など、当社グループのソリューションの提供等を通じて、地域・社会の課題解決に貢献してまいります。

- さらに、イノベーションの取組みである「ＫＹＵＤＥＮ　i-ＰＲＯＪＥＣＴ」を推進し、多岐にわたる領域での新規事業・サービスの創出に挑戦してまいります。

戦略Ⅲ　経営基盤の強化

持続的成長と中長期の企業価値向上に向けたグループ一体の挑戦により、経営を支える基盤を強化してまいります。

○　安全・健康・ダイバーシティを重視した組織風土をつくってまいります。

「九電グループ安全行動憲章」に基づき、事業に関わる全ての人たちの安全を守り、その先にある安心と信頼につなげていくため、「九州電力安全推進委員会（委員長：社長）」を設置し、安全を最優先する風土・文化の醸成に努めております。重大災害を撲滅するという強い決意のもと、当社グループ、委託・請負先一体となって災害防止に向けた先取り型の安全諸活動を一層強化してまいります。

また、従業員の活力・生産性向上に向け、「九州電力健康宣言」のもと、従業員の健康保持・増進に取り組んでまいります。

さらに、変革や新たな事業展開を担う多様な人材の確保・育成、これらの人材が活躍できる組織風土づくりに取り組んでまいります。

併せて、事業活動に関わる全ての人々の人権を尊重するとともに、新たな価値を創出するため、女性活躍をはじめとした多様な個性を活かすダイバーシティを推進してまいります。

○　ＤＸによる業務改革、働き方改革により、生産性の向上と新たな付加価値創造の強固な基盤を創ってまいります。

ＩＣＴを用いた業務効率化・高度化などＤＸの取組みを進めており、デジタルを起点とした業務の抜本的改革や新たなビジネスの展開を更に加速するとともに、生産性・収益性の向上や、社会への新たな価値提供等に取り組んでまいります。

また、リモートワークの活用をはじめ場所や時間に捉われない、柔軟に働ける環境整備を進め、生産性が高く、働きがいが実感できる働き方の改革を推進していきます。

○　ステークホルダーからの信頼向上に継続的に取り組んでまいります。

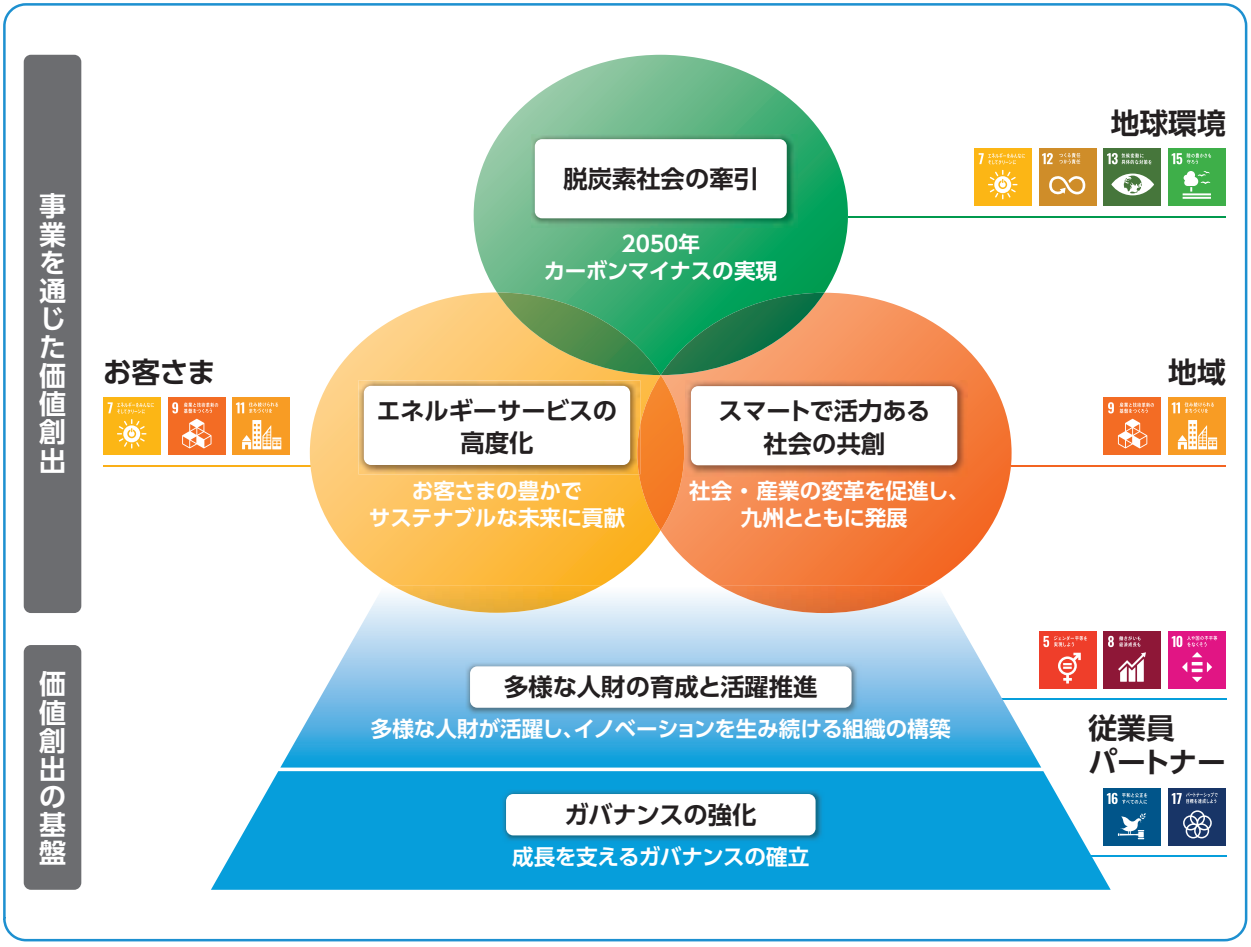
当社グループの持続的成長と企業価値の向上に向け、コーポレート・ガバナンスの充実や、コンプライアンス経営の推進、情報セキュリティの確保、迅速で分かりやすい情報発信の徹底を図ってまいります。

さらに、株主価値向上に向け、財務体質を改善し、株主還元の更なる充実に取り組んでまいります。

当社グループといたしましては、これらの取組みを通じて、ステークホルダーの皆さまへの価値提供を果たしてまいります。

（ご 参 考）

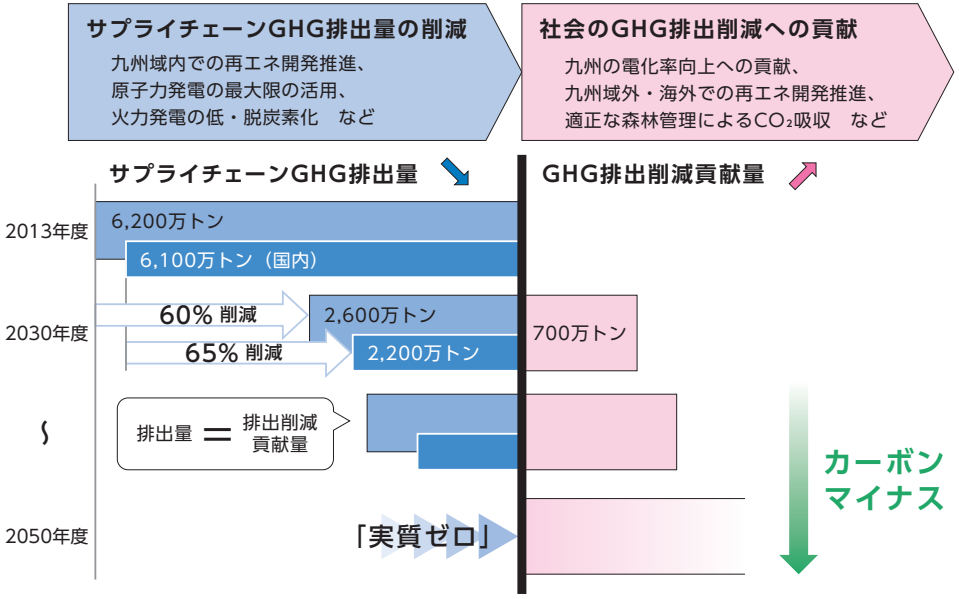
［図１　「マテリアリティ」（サステナビリティ実現に向けた経営上の重要課題）］



［図２　カーボンニュートラルの実現］

○ **九電グループが目指す姿**

・事業活動を通じて排出されるサプライチェーン全体の温室効果ガス（ＧＨＧ）を「実質ゼロ」にします。
・電化を最大限推進し、環境にやさしいエネルギーを安定的にお届けするなど、社会のＧＨＧ排出削減に貢献します。
・これらの取組みを通じて、九電グループは「カーボンマイナス」を2050年よりできるだけ早期に実現します。



○ **2030年の環境目標**

〔供給側〕サプライチェーンＧＨＧ排出量を60%※削減（2013年度比）
　　国内事業は65%削減（2013年度比）
　　※ ＧＨＧプロトコルのScope１＋２＋３
〔需要側〕九州の電化率向上に貢献（家庭部門70%、業務部門60%）

○ **2030年の環境目標の達成に向けたＫＰＩ（2030年度）**

項　　目		ＫＰＩ（重要業績評価指標）
電源の低・脱炭素化（供給側）	再エネの主力電源化	再エネ開発量　500万kW（国内外）
	火力発電の低炭素化	省エネ法　ベンチマーク指標の達成 水素１％・アンモニア20％混焼に向けた技術確立
電化の推進（需要側）	九州の電化率向上への貢献	［家庭部門］増分電力量15億kWh（2021－2030年合計） ［業務部門］増分電力量16億kWh（2021－2030年合計） ［運輸部門］社有車100％ＥＶ化（特殊車両を除く）

［図３　九電グループ経営ビジョン2030］

○ **2030年のありたい姿**

九州から未来を創る九電グループ
～豊かさと快適さで、お客さまの一番に～

○ **経営目標（2030年度）**

・連結経常利益　：1,500億円（国内電気事業５割、国内電気事業以外（成長事業）５割）

・総販売電力量※1：1,200億kWh
※１　国内及び海外での小売・卸売の総計

・環境目標　：〔供給側〕サプライチェーンＧＨＧ排出量を60％※2削減（2013年度比）
国内事業は65％削減（2013年度比）
※２　ＧＨＧプロトコルのScope１＋２＋３
〔需要側〕九州の電化率向上に貢献（家庭部門70％、業務部門60％）

・トップレベルの電気料金の永続的な追求

［図４　財務目標（2025年度）］

○ **「九電グループ経営ビジョン2030」の実現に向けた中間目標**

項　　目	目　　標
○連結経常利益	1,250億円以上
・国内電気事業	750億円
・成長事業	500億円
○自己資本比率	20％程度※

※　ハイブリッド社債の資本性を考慮

3 設備投資の状況

当期は、当社グループ（当社及び連結子会社）全体で総額3,121億円の設備投資を行いました。

事業区分	金額（億円）
発電・販売事業	1,554
送配電事業	1,179
その他エネルギーサービス事業	114
ICTサービス事業	272
その他の事業	58
内部取引消去	△ 57
合計	3,121

また、当期中に完成した設備及び建設中の設備のうち、主なものは次のとおりであります。

a 発電設備

	名称	出力（kW）	会社名
完成	風力　唐津・鎮西ウィンドファーム（新設）	27,200	九電みらいエナジー株式会社（発電・販売事業）
完成	バイオマス　下関バイオマス発電所（新設）	74,980	下関バイオマスエナジー合同会社（その他エネルギーサービス事業）

b 送電設備

	名称	電圧（kV）	亘長（km）	会社名
建設中	日向幹線（新設）	500	124.0	九州電力送配電株式会社（送配電事業）

c 変電設備

	名称	電圧（kV）	出力（万kVA）	会社名
完成	霧島変電所（増設）	220	30	九州電力送配電株式会社（送配電事業）

4 資金調達の状況

当期における当社グループ（当社及び連結子会社）全体の外部資金調達は次のとおりであります。

a　社　　債

発 行 額	2,600億円
償 還 額	1,450億円

b　借　入　金

借 入 額	4,351億円
返 済 額	4,037億円

c　コマーシャル・ペーパー

発 行 額	300億円
償 還 額	700億円

（注）　社債の発行額には、2021年６月10日に発行した第１回九州電力グリーンボンド150億円を含んでおります。

5 財産及び損益の状況の推移（連結）

区分＼期	第95期 2018年度	第96期 2019年度	第97期 2020年度	第98期（当期） 2021年度
売上高（億円）	15,191	14,828	15,219	17,433
経常利益（億円）	525	400	551	323
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（億円）	309	△　4	318	68
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）（円）	58.05	△　6.05	62.86	10.09
総資産額（億円）	47,940	49,480	51,285	53,423

（注）「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等及び改正「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）を第98期の期首から適用しており、第97期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡及した後の数値を、第95期及び第96期に係る財産及び損益の状況のうち、売上高（営業収益）については、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る収益に当該会計基準等を遡及した後の数値を記載しております。

6 重要な子会社等の状況

a　重要な子会社の状況

会　社　名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
株式会社キューデン・インターナショナル	38,447	100.0（100.0）	海外電気・ガスその他のエネルギー事業を営む会社の有価証券の取得及び保有
株式会社ＱＴｎｅｔ	22,020	100.0（100.0）	電気通信回線の提供
九州電力送配電株式会社	20,000	100.0（100.0）	一般送配電事業
九電みらいエナジー株式会社	7,770	100.0（100.0）	再生可能エネルギー事業、エネルギー供給
株式会社電気ビル	3,395	92.0（ 90.4）	不動産の管理及び賃貸
串間ウインドヒル株式会社	2,821	51.0（ 0.0）	風力発電による電力の販売
ニシム電子工業株式会社	300	100.0（100.0）	電気通信機器製造販売、工事及び保守
西日本プラント工業株式会社	150	85.0（ 85.0）	発電所の建設及び保修工事
九電産業株式会社	117	100.0（100.0）	発電所の環境保全関連業務
九電不動産株式会社	32	98.1（ 88.5）	不動産の売買及び賃貸
下関バイオマスエナジー合同会社	1	100.0（ 0.0）	バイオマス発電による電気の販売
キュウシュウ・エレクトリック・オーストラリア社	百万米ドル 214	100.0（100.0）	キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社の株式保有、管理（資金、税務、会計等）
キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社	百万米ドル 201	100.0（ 0.0）	ウィートストーンＬＮＧプロジェクトの鉱区権益・資産保有、生産物引取・販売
キューデン・サルーラ	百万シンガポールドル 166	100.0（ 0.0）	地熱発電事業
キューデン・インターナショナル・アメリカス	米ドル 1	100.0（ 0.0）	海外電気事業会社への出資及び有価証券の取得並びに保有
キューデン・インターナショナル・ヨーロッパ	米ドル 1	100.0（ 0.0）	海外電気事業会社の有価証券の取得及び保有

（注）　1　出資比率は、当社が間接保有しているものも含めて記載しております。（括弧内は当社直接保有の比率であります。）

2　当期において、下関バイオマスエナジー合同会社を追加いたしました。

b　重要な関連会社の状況

会社名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
戸畑共同火力株式会社	9,000	50.0（50.0）	火力発電事業
株式会社九電工	12,561	22.7（22.6）	電気工事
大分共同火力株式会社	4,000	50.0（50.0）	火力発電事業
福岡エアポートホールディングス株式会社	100	26.7（24.5）	空港運営事業への投資
新桃電力股份有限公司	百万台湾ドル 5,000	33.2（0.0）	天然ガスを燃料とした発電事業
テプディア・ジェネレーティング	千ユーロ 18	25.0（0.0）	海外電気事業会社の有価証券の取得及び保有
アルドゥール・ホールディング	千UAEディルハム 10	20.0（0.0）	海外発電造水事業会社の有価証券保有
AEIF・クリーン・インベスター	—	25.0（0.0）	海外電気事業会社への出資

（注）　1　出資比率は、当社が間接保有しているものも含めて記載しております。（括弧内は当社直接保有の比率であります。）
2　当期において、アルドゥール・ホールディングを追加いたしました。

7 主要な事業内容

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の主要な事業内容は次のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
発電・販売事業	電力供給、再生可能エネルギー事業、エネルギー供給
送配電事業	一般送配電事業
その他エネルギーサービス事業	発電所の建設及び保修工事、発電所の環境保全関連業務、ウィートストーンLNGプロジェクトの鉱区権益・資産保有及び生産物引取・販売
ICTサービス事業	電気通信回線の提供、電気通信機器製造販売・工事及び保守
その他の事業	不動産の管理・売買及び賃貸

8 主要な事業所

a　当社の主要な事業所

(a)　本店、支店及び支社

名　称	所在地	名　称	所在地	名　称	所在地
本　店	福岡市	長崎支店	長崎市	鹿児島支店	鹿児島市
北九州支店	北九州市	大分支店	大分市	東京支社	東京都千代田区
福岡支店	福岡市	熊本支店	熊本市		
佐賀支店	佐賀市	宮崎支店	宮崎市		

(b)　主要な発電所

設備別	発電所名（所在地）
水　力	天山（佐賀県）、松原、女子畑、柳又（以上大分県）、黒川第一、大平（以上熊本県）、上椎葉、岩屋戸、塚原、諸塚、山須原、西郷、小丸川、川原、一ツ瀬、大淀川第一、大淀川第二（以上宮崎県）
火　力	新小倉、苅田、豊前（以上福岡県）、松浦（長崎県）、新大分（大分県）、苓北（熊本県）、川内（鹿児島県）
原子力	玄海（佐賀県）、川内（鹿児島県）
地　熱	滝上、大岳、八丁原、八丁原バイナリー（以上大分県）、大霧、山川（以上鹿児島県）

（注）　川内発電所（火力）は、2022年４月１日をもって廃止いたしました。

b　重要な子会社の主要な事業所

(a)　本　店

会社名	本店所在地	会社名	本店所在地
株式会社キューデン・インターナショナル	福岡県福岡市	九電産業株式会社	福岡県福岡市
株式会社ＱＴｎｅｔ	福岡県福岡市	九電不動産株式会社	福岡県福岡市
九州電力送配電株式会社	福岡県福岡市	下関バイオマスエナジー合同会社	山口県下関市
九電みらいエナジー株式会社	福岡県福岡市	キュウシュウ・エレクトリック・オーストラリア社	オーストラリア連邦
株式会社電気ビル	福岡県福岡市	キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社	オーストラリア連邦
串間ウインドヒル株式会社	宮崎県串間市	キューデン・サルーラ	シンガポール共和国
ニシム電子工業株式会社	福岡県福岡市	キューデン・インターナショナル・アメリカス	アメリカ合衆国
西日本プラント工業株式会社	福岡県福岡市	キューデン・インターナショナル・ヨーロッパ	オランダ王国

(b) 主要な発電所

設備別	発電所名（所在地）	会社名
内燃力	豊玉、新壱岐、新有川（以上長崎県）、 新種子島、竜郷、名瀬、新徳之島、新知名（以上鹿児島県）	九州電力送配電株式会社
風力	唐津・鎮西ウィンドファーム（佐賀県）	九電みらいエナジー株式会社
	鷲尾岳風力※（長崎県）	鷲尾岳風力発電株式会社
	長島風力※（鹿児島県）	長島ウインドヒル株式会社
	串間風力（宮崎県）	串間ウインドヒル株式会社
太陽光	佐世保メガソーラー、大村メガソーラー（以上長崎県）	九電みらいエナジー株式会社
地熱	菅原バイナリー（大分県）、山川バイナリー（鹿児島県）	
バイオマス	下関バイオマス（山口県）	下関バイオマスエナジー合同会社
	ふくおか木質バイオマス（福岡県）	九電みらいエナジー株式会社

（注） ※は重要な子会社が出資している会社が保有する発電所であります。

9 従業員の状況

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の従業員数は次のとおりであります。

事業区分	従業員数（名）
発電・販売事業	5,411
送配電事業	5,240
その他エネルギーサービス事業	6,578
ICTサービス事業	2,702
その他の事業	1,295
合計	21,226

（注） 従業員数は、就業人員で記載しております。

10 主要な借入先

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の主要な外部借入先は次のとおりであります。

借入先	借入金残高（億円）
株式会社みずほ銀行	2,880
株式会社日本政策投資銀行	2,469
株式会社三井住友銀行	2,038
株式会社三菱UFJ銀行	1,649
明治安田生命保険相互会社	1,373
日本生命保険相互会社	904
株式会社福岡銀行	903
三井住友信託銀行株式会社	856
株式会社西日本シティ銀行	851
株式会社山口銀行	648

11 その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社及び連結子会社である九電みらいエナジー株式会社は、2021年７月13日に、「旧一般電気事業者らは、特別高圧電力及び高圧電力の供給について、共同して、中部地区、関西地区、中国地区又は九州地区における顧客の獲得を制限している疑いがある。」として、独占禁止法第47条に基づく公正取引委員会の調査を受けました。このことを厳粛に受け止め、公正取引委員会の調査に対し全面的に協力するとともに、今後の状況を踏まえ適切に対応してまいります。

当社グループは、社会の皆さまからの信頼が企業活動の最大の基盤であり、誠実で公正な事業活動を行うことが重要と考えており、今後もコンプライアンスを最優先にした事業活動を推進してまいります。

2 会社の株式に関する事項

当期末の当社の株式に関する事項は次のとおりであります。

1 発行可能株式総数

		10億株
a	普通株式	10億株
b	A種優先株式	1,000株

2 発行済株式の総数

a	普通株式	4 億7,418万3,951株
b	A種優先株式	1,000株

3 株　主　数

a	普通株式	15万9,789名
b	A種優先株式	3名

4 大 株 主

a 普通株式

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	71,811	15.2
明治安田生命保険相互会社	22,882	4.8
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	21,791	4.6
九栄会	11,882	2.5
日本生命保険相互会社	11,810	2.5
株式会社福岡銀行	8,669	1.8
株式会社みずほ銀行	7,252	1.5
JP MORGAN CHASE BANK 385781	5,951	1.3
株式会社三井住友銀行	5,931	1.3
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	4,672	1.0

（注） 1 持株比率は、自己株式（265,050株）を除いて計算しております。
2 九栄会は、当社の従業員持株会であります。

b A種優先株式

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社みずほ銀行	400	40.0
株式会社日本政策投資銀行	400	40.0
株式会社三菱UFJ銀行	200	20.0

5 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

区分	株式の種類及び数	員数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	当社普通株式 18,600株	2名

（注） 当社の株式報酬の内容につきましては、「3 会社役員に関する事項 4当事業年度に係る取締役の報酬等」に記載しております。

3 会社役員に関する事項

1 取締役の氏名等

氏　名	地　位	担　当	重要な兼職の状況
瓜生道明（うりゅう みちあき）	代表取締役会長		株式会社西日本シティ銀行社外取締役監査等委員 九州旅客鉄道株式会社社外取締役 株式会社ＲＫＢ毎日ホールディングス社外取締役
池辺和弘（いけべ かずひろ）	代表取締役	社長執行役員	電気事業連合会会長
藤井一郎（ふじい いちろう）	代表取締役	副社長執行役員、 ビジネスソリューション統括本部長	西日本鉄道株式会社社外取締役監査等委員
豊馬誠（とよま まこと）	代表取締役	副社長執行役員、 危機管理官、ＥＳＧに関する事項	日本タングステン株式会社社外取締役
豊嶋直幸（とよしま なおゆき）	取締役	常務執行役員、 原子力発電本部長	
小倉良夫（おぐら よしお）	取締役	常務執行役員、 国際室に関する事項	
穐山泰治（あきやま やすじ）	取締役	常務執行役員、 エネルギーサービス事業統括本部長	
藤本淳一（ふじもと じゅんいち）	取締役	常務執行役員、 立地コミュニケーション本部長	
栗山嘉文（くりやま よしふみ）	取締役	常務執行役員、 エネルギーサービス事業統括本部 副統括本部長、営業本部長	
橘・フクシマ・咲江（たちばな・ふくしま・さきえ）	取締役		G&Sグローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長 ウシオ電機株式会社社外取締役 コニカミノルタ株式会社社外取締役
津田純嗣（つだ じゅんじ）	取締役		株式会社安川電機取締役 公立大学法人北九州市立大学理事長 ＴＯＴＯ株式会社社外取締役
遠藤泰昭（えんどう やすあき）	取締役監査等委員（常勤）	監査等委員会委員長	
古賀和孝（こが かずたか）	取締役監査等委員		弁護士（古賀・花島・桑野法律事務所） イオン九州株式会社社外監査役
藤田和子（ふじた かずこ）	取締役監査等委員		公認会計士、税理士（藤田公認会計士事務所）
谷宏子（たに ひろこ）	取締役監査等委員		公認会計士（谷公認会計士事務所、長州監査法人）

（注）　1　取締役藤本淳一、同栗山嘉文、同津田純嗣の３氏及び取締役監査等委員遠藤泰昭氏は、2021年６月25日開催の第97回定時株主総会において、新たに選任され就任しました。
2　代表取締役薬真寺偉臣、取締役 長　宣也、同渡辺顯好の３氏及び取締役監査等委員漆間道宏氏は、2021年６月25日開催の第97回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任しました。
3　取締役津田純嗣氏は、2022年２月28日をもって、株式会社安川電機代表取締役会長を辞任しました。
4　取締役橘・フクシマ・咲江、同津田純嗣の両氏及び取締役監査等委員古賀和孝、同藤田和子、同谷　宏子の３氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
5　取締役橘・フクシマ・咲江、同津田純嗣の両氏及び取締役監査等委員古賀和孝、同藤田和子、同谷　宏子の３氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、各証券取引所に独立役員として届け出ております。
なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html）に掲載しております。
6　取締役監査等委員藤田和子氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7　取締役監査等委員谷　宏子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8　経営会議等の重要会議への出席、業務執行部門からの日常的な情報収集、内部監査部門等との緊密な連携により、監査の実効性を確保するため、取締役監査等委員遠藤泰昭氏を、常勤の監査等委員に選定しております。

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である橘・フクシマ・咲江、同津田純嗣、同遠藤泰昭、同古賀和孝、同藤田和子、同谷　宏子の６氏との間に、それぞれ会社法第423条第１項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を次のとおり締結しております。

a　被保険者の範囲
当社の取締役、執行役員及び監査等特命役員

b　被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

c　塡補の対象となる保険事故の概要
被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について塡補されます。

d　役員等の職務の執行の適正性が損なわれないための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については塡補の対象としないこととしています。

4 当事業年度に係る取締役の報酬等

a 取締役の報酬等の額

区分	基本報酬		業績連動報酬				報酬等の総額（百万円）
	金銭報酬		金銭報酬		非金銭報酬		
	月例報酬		賞与（短期業績連動）		株式報酬（中長期業績連動）		
	員数（名）	総額（百万円）	員数（名）	総額（百万円）	員数（名）	総額（百万円）	
取締役（監査等委員を除く）	14	372	9	43	9	53	470
取締役（監査等委員）	5	77	—	—	—	—	77
合計（うち社外取締役）	19（6）	450（60）	9（—）	43（—）	9（—）	53（—）	548（60）

（注） 1 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して業績連動報酬を支給しております。業績連動報酬は、業績向上へのインセンティブとするため、毎期の業績に応じて決定する「賞与（短期業績連動報酬）」と中長期の企業価値向上への動機づけを目的とした「株式報酬（中長期業績連動報酬）」で構成しております。業績連動報酬は、業績に対する責任を明確化するため、経営ビジョンの財務目標に掲げる連結経常利益、カーボンニュートラルに向けたＧＨＧ削減量及び株主への配当状況等を業績指標とし、株主総会で決議された総額及び上限株式数の範囲内で、求められる職責に見合った額としております。なお、業績連動報酬は、不適切行為等があった場合は、支給しないことがあります。また、当期を含む連結経常利益の推移は「1 企業集団の現況に関する事項 5財産及び損益の状況の推移（連結）」に記載のとおりです。

2 非金銭報酬として取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「取締役」といいます。）に対して株式報酬を支給しております。当該株式報酬は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対し、当社が定める役員株式給付規程に従い、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬です。なお、取締役が当社株式等を受け取る時期は、原則として取締役の退任時になります。

3 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2018年６月27日開催の第94回定時株主総会において月例報酬及び賞与の合計で年額610百万円以内（うち社外取締役分は月例報酬のみ40百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は14名（うち社外取締役は２名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年６月27日開催の第94回定時株主総会において、非金銭報酬（株式報酬）の額は連続する３事業年度で390百万円以内（監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は12名です。さらに、会社法の一部改正（2021年３月１日施行）を踏まえ、2021年６月25日開催の第97回定時株主総会において、前述の390百万円を原資に取得する当社普通株式の数の上限は42万株と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は９名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2018年６月27日開催の第94回定時株主総会において年額130百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は５名です。

b　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

⑷　決定方針の決定方法

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）は、取締役会にて決定しております。当該取締役会の決定に際しては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である報酬諮問委員会での審議を踏まえております。また、報酬諮問委員会には監査等委員が同席し、同委員会での議論の適正性を確認しております。

⑸　決定方針の内容

決定方針の内容は次のとおりであります。

①　基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬は、基本報酬及び業績連動報酬で構成し、社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、業績連動報酬を適用せず基本報酬のみとする。報酬額は、株主総会で決議された総額及び上限株式数の範囲内で、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会が決定する。また、報酬諮問委員会には監査等委員が同席し、同委員会での議論の適正性を確認する。

②　基本報酬の算定方法の決定に関する方針

基本報酬は月例報酬とし、当社の経営環境、上場会社を中心とした他企業の報酬水準及び当社従業員の処遇水準等を勘案のうえ、株主総会で決議された総額の範囲内で、求められる職責に見合った額を支給する。

③　業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、業績向上へのインセンティブとするため、毎期の業績に応じて決定する「賞与」と中長期の企業価値向上への動機づけを目的とした「株式報酬」で構成する。業績連動報酬は、経営ビジョンの財務目標に掲げる連結経常利益、カーボンニュートラルに向けたＧＨＧ削減量及び株主への配当状況等を業績指標とし、株主総会で決議された総額及び上限株式数の範囲内で求められる職責に見合った額とする。賞与については毎年一定の時期に支給、株式報酬については、原則として退任時に支給することとし、業績によっては支給しない場合がある。また、業績連動報酬額の決定に用いる業績指標を見直す場合は、報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会が決定する。

④　基本報酬、業績連動報酬の額の割合の決定に関する方針

報酬毎の割合については、役職位が上位となるに従い業績連動報酬の割合が高くなるよう設計し、その比率については報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会が決定する。なお、報酬毎の割合については、業績指標100％達成の場合、取締役平均で基本報酬７割、業績連動報酬３割を目安とする。

⑤　個人別報酬決定の委任に関する事項

個人別の報酬は、報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会が決定する。ただし、取締役会の決議をもって、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行状況を監督する立場の取締役会議長であり、業務執行を担務しない代表取締役会長へ決定を委任することを可能とし、その場合、代表取締役会長は報酬諮問委員会の審議を踏まえ決定する。また、報酬諮問委員会は、取締役会から委任された権限が適切に行使されていることについて、事業年度毎に確認し、取締役会に報告する。

(c)　当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当期における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬について、基本報酬、業績連動報酬の算定方法及び実報酬額が決定方針に則って適切に運用、決定されていることを報酬諮問委員会が確認し、その結果を取締役会へ報告しております。

取締役会は、報酬諮問委員会の確認報告を尊重し、報酬実績が決定方針に沿うものであると判断しております。

c　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当期においては、決定方針を踏まえ、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行状況を監督する立場の取締役会議長であり、業務執行を担務しない代表取締役会長へ決定を委任することが最も適切であると取締役会が判断したことから、取締役会の決議に基づき、代表取締役会長瓜生道明が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬及び業績連動報酬の配分であります。

当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役会長は報酬諮問委員会の審議を踏まえ取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬を決定することとしております。また、取締役会から委任された権限が適切に行使されていることについて、事業年度毎に報酬諮問委員会が確認し取締役会に報告しております。

d　監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a)　決定方針の決定方法

当社の監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）は、監査等委員会において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

⑹　決定方針の内容

決定方針の内容は次のとおりであります。

監査等委員である取締役の個人別の報酬は、業務執行から独立した立場で当社の経営を監査・監督するという役割に鑑みて、業績に連動する報酬は相応しくないため、月例報酬のみとする。

報酬額は、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

当該決定に当たっては、上場会社を中心とした他企業の報酬水準及び当社従業員の処遇水準等を勘案のうえ、果たすべき職務に見合った額とする。また、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である報酬諮問委員会において当社の経営環境等を踏まえなされた取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額に関する審議の内容を参考に、これを定めるものとする。

5 社外役員に関する事項

a　重要な兼職先と当社との関係

⑷　橘・フクシマ・咲江

同氏は、Ｇ＆Ｓグローバル・アドバイザーズ株式会社の代表取締役社長、ウシオ電機株式会社の社外取締役及びコニカミノルタ株式会社の社外取締役を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示するべき関係はありません。

⑸　津田純嗣

同氏は、株式会社安川電機の取締役、公立大学法人北九州市立大学の理事長及びＴＯＴＯ株式会社の社外取締役を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示するべき関係はありません。

⑹　古賀和孝

同氏は、古賀・花島・桑野法律事務所の弁護士（所長）及びイオン九州株式会社の社外監査役を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示するべき関係はありません。

⑺　藤田和子

同氏は、藤田公認会計士事務所の公認会計士・税理士（所長）を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示するべき関係はありません。

⑻　谷　宏子

同氏は、谷公認会計士事務所の公認会計士（所長）、長州監査法人の公認会計士（代表パートナー）を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示するべき関係はありません。

b　当事業年度における主な活動状況

当期において開催された取締役会及び監査等委員会への出席状況は次のとおりであります。

氏　　名	地　　位	出席回数／開催回数	
		取 締 役 会	監査等委員会
橘・フクシマ・咲江	取　締　役	15回／15回	―
津　田　純　嗣	取　締　役	10回／10回	―
古　賀　和　孝	取締役監査等委員	15回／15回	16回／16回
藤　田　和　子	取締役監査等委員	15回／15回	16回／16回
谷　　宏　子	取締役監査等委員	15回／15回	16回／16回

（注）　取締役津田純嗣氏は、2021年６月25日開催の第97回定時株主総会において、新たに選任され就任したため、就任後に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

また、各社外役員の取締役会及び監査等委員会での発言状況並びに期待される役割に関して行った職務の概要は、次のとおりであります。

(a)　**橘・フクシマ・咲江**

長年にわたる国内及び米国での企業経営者としての豊富な経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、会社から独立した立場で業務執行を監督しております。また、人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について、ダイバーシティの重要性など様々な視点から積極的に発言し、重要な役割を果たしております。

(b)　**津田純嗣**

長年にわたる国内及び米国での企業経営者としての豊富な経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、会社から独立した立場で業務執行を監督しております。また、人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長として、取締役等の指名及び報酬の決定・承認プロセス等において主導的な役割を果たしております。

(c)　**古賀和孝**

長年にわたる弁護士及び社外監査役としての豊富な経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、会社から独立した立場で業務執行を監査・監督しております。また、人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について、背景・理由の確認を通じた妥当性検証など、様々な視点から積極的に発言し、重要な役割を果たしております。

(d)　**藤田和子**

長年にわたる公認会計士及び税理士としての豊富な経験や知見から、議案審議等に必要な発言を客観的な視点から適宜行うなど、会社から独立した立場で業務執行を監査・監督しております。

(e)　**谷　宏子**

長年にわたる公認会計士としての豊富な経験や知見から、議案審議等に必要な発言を客観的な視点から適宜行うなど、会社から独立した立場で業務執行を監査・監督しております。

4 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　91百万円

（注）1　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2　監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　199百万円

（注）当社の重要な子会社である株式会社電気ビル、九電不動産株式会社、キュウシュウ・エレクトリック・オーストラリア社、キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社、キューデン・サルーラは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、環境経営強化に関する助言業務に対する対価を支払っております。

5 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、公序良俗に反する行為があったと判断する場合、その他会計監査人に当社の監査を継続させることが相当でないと判断する場合には、当該会計監査人の解任又は不再任を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

ご参考　株主の皆さまからよくいただくご質問にお答えします（Q&A）

Q　燃料価格の高騰による調達への影響は？

A

現在、**ＬＮＧスポット価格※が高騰**していますが、**当社はＬＮＧ所要量の大部分を原油価格と連動した長期契約で調達**しており、**今年度の所要量は既に確保**しています。

ただし、当社はロシアのサハリンⅡから長期契約にて一定量（50万トン／年）のＬＮＧを調達しており、今後の国際情勢によっては、サハリンⅡからの引取りにも影響が出る可能性があるため、状況を注視しています。

石炭についても、スポット価格が高騰しており、調達費用は増加していますが、**契約時期の工夫など**を行いながら、**所要量の確保**に努めています。

また、供給途絶リスク低減のため、今年３月以降、当社は独自に**ロシアからの石炭調達を停止**し、他国からの調達を進めております。

※ 長期契約によらず、１回ごとに行う売買の取引価格



当社が共同保有するＬＮＧ船パシフィック・エンライトゥン

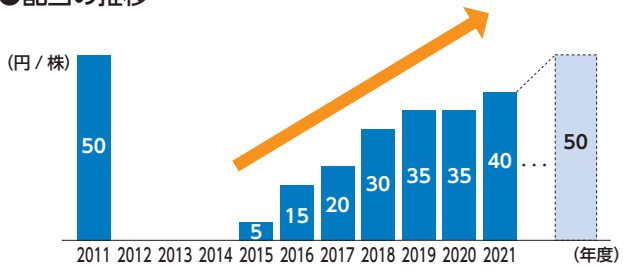
Q　株主還元についての考え方は？

A

株主還元については、**安定配当の維持を基本**として、足元の業績に加え、中長期的な収支・財務状況等を総合的に勘案して判断しています。

今後、更なる経営効率化の徹底や成長事業への取組み等により、収支の安定化、利益の拡大を図り、有利子負債の削減による**自己資本の拡充と、株主還元の充実の双方にバランス良く取り組む**ことで、財務目標の対象期間（2021年度～2025年度）内の**可能な限り早い時期に、震災前の水準（50円程度）への復配**を目指します。

●配当の推移



連結貸借対照表（2022年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部

科目	金額
固定資産	**4,610,160**
電気事業固定資産	**2,692,039**
水力発電設備	260,131
汽力発電設備	250,797
原子力発電設備	547,791
内燃力発電設備	21,203
新エネルギー等発電設備	22,537
送電設備	568,024
変電設備	226,268
配電設備	655,095
業務設備	130,080
その他の電気事業固定資産	10,110
その他の固定資産	**416,994**
固定資産仮勘定	**673,257**
建設仮勘定及び除却仮勘定	538,837
原子力廃止関連仮勘定	39,544
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	94,874
核燃料	**222,399**
装荷核燃料	36,262
加工中等核燃料	186,136
投資その他の資産	**605,469**
長期投資	246,352
退職給付に係る資産	26,623
繰延税金資産	140,727
その他	193,114
貸倒引当金（貸方）	△ 1,348
流動資産	**732,189**
現金及び預金	261,660
受取手形、売掛金及び契約資産	177,827
棚卸資産	101,699
その他	195,979
貸倒引当金（貸方）	△ 4,977
合計	**5,342,350**

負債及び純資産の部

科目	金額
固定負債	**3,582,972**
社債	1,399,999
長期借入金	1,737,265
退職給付に係る負債	85,946
資産除去債務	289,103
繰延税金負債	12,899
その他	57,758
流動負債	**1,075,425**
１年以内に期限到来の固定負債	399,638
短期借入金	120,810
支払手形及び買掛金	142,614
未払税金	19,798
その他	392,564
引当金	**7,613**
渇水準備引当金	7,613
負債合計	**4,666,012**
株主資本	**632,987**
資本金	237,304
資本剰余金	120,006
利益剰余金	277,382
自己株式	△ 1,706
その他の包括利益累計額	**12,509**
その他有価証券評価差額金	4,104
繰延ヘッジ損益	4,723
為替換算調整勘定	△ 1,383
退職給付に係る調整累計額	5,066
非支配株主持分	**30,840**
純資産合計	**676,337**
合計	**5,342,350**

連結損益計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

費用の部

科目	金額
営業費用	**1,694,685**
電気事業営業費用	1,452,544
その他事業営業費用	242,141
営業利益	(48,624)
営業外費用	**35,672**
支払利息	25,043
その他	10,628
当期経常費用合計	**1,730,358**
当期経常利益	**32,384**
渇水準備金引当又は取崩し	**△ 654**
渇水準備引当金取崩し(貸方)	△ 654
特別損失	**7,491**
減損損失	3,536
インバランス収支還元損失	3,955
税金等調整前当期純利益	**25,546**
法人税等	**16,778**
法人税等	8,842
法人税等調整額	7,935
当期純利益	**8,768**
非支配株主に帰属する当期純利益	**1,895**
親会社株主に帰属する当期純利益	**6,873**

収益の部

科目	金額
営業収益	**1,743,310**
電気事業営業収益	1,486,155
その他事業営業収益	257,154
営業外収益	**19,432**
受取配当金	1,481
受取利息	829
持分法による投資利益	7,617
その他	9,504
当期経常収益合計	**1,762,743**

貸借対照表（2022年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部

科目	金額
固定資産	**4,010,439**
電気事業固定資産	**1,161,636**
水力発電設備	262,863
汽力発電設備	253,961
原子力発電設備	551,984
新エネルギー等発電設備	23,332
業務設備	59,383
休止設備	4,328
貸付設備	5,782
附帯事業固定資産	**5,957**
事業外固定資産	**4,059**
固定資産仮勘定	**486,931**
建設仮勘定	351,128
除却仮勘定	1,383
原子力廃止関連仮勘定	39,544
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	94,874
核燃料	**222,399**
装荷核燃料	36,262
加工中等核燃料	186,136
投資その他の資産	**2,129,455**
長期投資	129,303
関係会社長期投資	1,847,997
長期前払費用	35,278
前払年金費用	9,795
繰延税金資産	107,603
貸倒引当金（貸方）	△ 522
流動資産	**620,879**
現金及び預金	177,511
売掛金	116,876
諸未収入金	109,619
貯蔵品	62,790
前払金	1,638
前払費用	726
関係会社短期債権	134,982
雑流動資産	18,981
貸倒引当金（貸方）	△ 2,247
合計	**4,631,319**

負債及び純資産の部

科目	金額
固定負債	**3,294,313**
社債	1,399,999
長期借入金	1,550,619
長期未払債務	927
リース債務	1,345
関係会社長期債務	1,814
退職給付引当金	39,938
資産除去債務	279,855
雑固定負債	19,814
流動負債	**898,479**
1年以内に期限到来の固定負債	331,337
短期借入金	114,000
買掛金	108,896
未払金	35,228
未払費用	100,418
未払税金	6,283
預り金	2,577
関係会社短期債務	144,905
諸前受金	2,118
雑流動負債	52,712
引当金	**7,613**
渇水準備引当金	7,613
負債合計	**4,200,407**
株主資本	**433,429**
資本金	**237,304**
資本剰余金	**120,012**
資本準備金	31,087
その他資本剰余金	88,924
利益剰余金	**77,590**
利益準備金	59,326
その他利益剰余金	18,264
繰越利益剰余金	18,264
自己株式	**△ 1,478**
評価・換算差額等	**△ 2,517**
その他有価証券評価差額金	275
繰延ヘッジ損益	△ 2,792
純資産合計	**430,912**
合計	**4,631,319**

損益計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

費用の部

科目	金額
営業費用	**1,447,563**
電気事業営業費用	**1,425,769**
水力発電費	30,868
汽力発電費	298,935
原子力発電費	250,310
新エネルギー等発電費	9,734
他社購入電力料	302,914
販売費	37,044
休止設備費	3,901
貸付設備費	28
一般管理費	70,919
接続供給託送料	410,571
原子力廃止関連仮勘定償却費	2,381
事業税	8,308
電力費振替勘定（貸方）	△ 149
附帯事業営業費用	**21,793**
ガス供給事業営業費用	20,713
その他附帯事業営業費用	1,080
営業利益	**(8,045)**
営業外費用	**29,077**
財務費用	**22,401**
支払利息	21,562
社債発行費	838
事業外費用	**6,676**
固定資産売却損	27
雑損失	6,649
当期経常費用合計	**1,476,641**
当期経常利益	**11,829**
渇水準備金引当又は取崩し	**△ 654**
渇水準備引当金取崩し（貸方）	△ 654
特別損失	**3,404**
減損損失	3,404
税引前当期純利益	**9,079**
法人税等	**3,997**
法人税等	△ 2,302
法人税等調整額	6,300
当期純利益	**5,081**

収益の部

科目	金額
営業収益	**1,455,609**
電気事業営業収益	**1,433,045**
電灯料	504,944
電力料	641,676
他社販売電力料	200,276
賠償負担金相当収益	5,786
廃炉円滑化負担金相当収益	3,513
電気事業雑収益	76,848
附帯事業営業収益	**22,563**
ガス供給事業営業収益	20,879
その他附帯事業営業収益	1,683
営業外収益	**32,861**
財務収益	**28,908**
受取配当金	19,162
受取利息	9,745
事業外収益	**3,953**
固定資産売却益	1,307
雑収益	2,645
当期経常収益合計	**1,488,470**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月13日

九州電力株式会社
取 締 役 会　御 中

有限責任監査法人　トーマツ
福　岡　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　磯 俣 克 平

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　宮 嵜　　健

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田 中 晋 介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、九州電力株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、九州電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月13日

九州電力株式会社
取 締 役 会　御 中

有限責任監査法人　トーマツ
福　岡　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　磯 俣 克 平

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　宮 嵜　　健

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田 中 晋 介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、九州電力株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④原子力発電所の安全対策については、川内原子力発電所の特定重大事故等対処施設は完成したものの、玄海原子力発電所においては遅延していることから、同施設の早期完成に向けた取組みの実施状況等を注視してまいります。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載の公正取引委員会の調査を受けた件につきましては、監査等委員会として今後の状況を十分注視し当社における対応について監視・検証してまいります。

2022年５月16日

九州電力株式会社　監査等委員会

監査等委員（常勤） 監査等委員会委員長	遠　藤　泰　昭	㊞
監査等委員	古　賀　和　孝	㊞
監査等委員	藤　田　和　子	㊞
監査等委員	谷　　宏　子	㊞

(注)　監査等委員古賀和孝、監査等委員藤田和子及び監査等委員谷　宏子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に定める社外取締役であります。

以　上